

総務文教委員会

平成21年3月12日(木)

総務文教委員会

日 時 平成21年3月12日(木)午前10時00分開会 - 午後4時03分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 田代委員長、辻下(文)副委員長、川端、鍛冶、中原、出口、谷本、辻下(正)
和田監査委員

欠席委員 なし

傍聴議員 竹内

出席理事者 石田町長、田中教育長、中口総務部長、時岡総務部理事、
南総務部副理事兼総務法制課長、亀崎総務部危機管理課長、
四至本総務部行財政改革課長、中田総務部総務法制課長代理、笠間企画部長、
竹本企画部理事、廣田企画部秘書課長、保井企画部企画人事課長、
谷下(泰)企画部人権推進課長、淵原会計管理者理事兼会計課長、
阪本会計室会計課長代理、岡田教育部長、岡本教育部副理事兼生涯学習課長、
唐門教育部学校教育課長、嶋坂教育部指導課長、山路教育部指導課参事、
一本教育部副理事兼青少年センター・文化センター所長、
茂野淡輪幼稚園長

欠席理事者 谷口教育部副理事兼淡輪公民館長、酒井給食センター所長、

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

田代委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから総務文教委員会を開会いたします。

本日の出席議員は8名であります。全員出席です。

理事者については、谷口副理事、酒井所長が病気のため、欠席の報告を受けております。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。これより総務文教委員会を開催します。

なお、理事者から報告案件がありますので、委員会終了後、引き続き、協議会を開催いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは、3月5日の本会議において、本委員会に付託を受けました議案16件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発信者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発信をお願いいたします。また、質疑についての理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第2号「平成20年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」のうち、本委員会に付託された案件について、議題とします。

本件について、担当課からの説明を求めます。

四至本総務部行財政改革課長 それでは、平成20年度岬町一般会計補正予算(第5次)について、説明させていただきます。

資料の1ページをごらんください。

歳入でございます。9地方特例交付金、1地方特例交付金といたしまして、549万3,000円を補正するものでございます。

内容といたしましては、児童手当の拡充及び乳幼児加算の拡充による地方負担の増加に伴います財政措置並びに住宅借入金等特別減税控除に伴います住民税の減収を補てんするための措置といたしまして、地方特例交付金の決定に伴うものでございます。

同じく9地方特例交付金、3地方税等減収補てん臨時交付金といたしまして、184万4,000円を補正するものでございます。

これにつきましては、道路特定財源の暫定税率の失効期間中におけます地方公共団体の減収を補てんするものでございまして、これの決定に伴うものでございます。

10地方交付税、1地方交付税、補正額といたしましては9,218万2,000円で

ございます。

これにつきましては、既に交付決定がなされておりました地方交付税の留保分を今回の補正の財源に充てるものでございます。なお、一部につきましては、9月の補正の財源となっております。

南総務部副理事兼総務法制課長 次に、13使用料及び手数料、1使用料、1総務使用料、総務管理使用料、683万4,000円です。

内容といたしまして、町有地使用料として望海坂3丁目4976-482番地の一部の造成緑地3,248.23平方メートルを第二阪和国道の工事用残土の仮置場として使用するための使用料でございます。

次に、16財産収入、2財産売払収入、1不動産売払収入、土地建物売払収入として285万1,000円です。

内容としては、土地の売り払い収入で、国土交通省が施行する第二阪和国道改築工事に只山新池の一部で、所在地番淡輪2454番地の1の一部である452.6平方メートルを道路用地として買収されることになり、285万1,000円を歳入するものです。

唐門教育部学校教育課長 17寄附金、1寄附金、4教育費寄附金、小学校費寄附金として5万円の補正をするものです。

内容としましては、深日小学校卒業生から深日小学校の図書購入費として5万円の寄附をいただきました。寄附金5万円については、小学校教材費に充当するものです。

岡本教育部副理事兼生涯学習課長 社会教育費寄附金としまして5万円の補正をするものです。

内容としまして、泉州南なでしこライオンズクラブから指定寄附としまして、青少年健全育成推進費としての寄附をいただきました。その歳入額としまして5万円の補正をするものです。

保井企画部企画人事課長 5岬ゆめ・みらい寄附金、岬ゆめ・みらい寄附金166万7,000円を補正するものです。

岬ゆめ・みらい基金の積立金といたします。現在7件の寄附がございます。個人が5件、団体が2件。団体のうち、岬ゆめ・みらいサポート事業によるうきわ様から77万2,078円の寄附金をいただいております。

四至本総務部行財政改革課長 18繰入金、1基金繰入金、補正額といたしましては、マイナス8,976万9,000円でございます。

これにつきましては、今回の補正に伴います財源調整でございます。

保井企画部企画人事課長 20諸収入、雑入45万6,000円を補正するものです。

ホームページ広告掲載料で、地域情報化推進事業に充当いたします。現在、13社から
広告額をいただいています。

四至本総務部行財政改革課長 21町債、1町債、臨時財政対策債といたしまして、マイナス3万
8,000円を補正するものです。

これにつきましては、臨時財政対策債の起債同意額の決定に伴うものでございます。

21町債、1町債といたしまして、補正額3億1,020万円を補正するものでござい
ます。

これにつきましては、13名の退職に伴います退職手当債の発行に伴うものでございま
す。

当委員会に付託されております歳入といたしましての補正予算額といたしましては、3
億3,182万円でございます。

以上でございます。

田代委員長 続けて歳出の方。

保井企画部企画人事課長 歳出。2総務費、総務管理費、一般管理費人件費（一般職）1,968
万8,000円を補正するものです。退職手当1名分でございます。

一般職管理費人件費（一般職）、2億9,522万9,000円を補正するものです。
退職手当勧奨退職に係る12名分でございます。

南総務部副理事兼総務法制課長 次に4財産管理費、4,599万3,000円です。

内容としては、平野地区宅地造成用地に係る道路、水路の用地買収費4,456万7,
000円で、詳細については平野地区道路部分1,421平方メートル及び水路部分13
4平方メートルを一般会計予算で買収するものでございます。

また、国土交通省が施行する第二阪和国道改築工事に只山新池の一部で道路用地として
買収されることになり、この池の水利権を有する西水利組合に補償するものです。補償の
内訳につきましては、所在地番淡輪2454番地の1の一部で、地目はため池、地積は4
52.6平方メートル、水利権補償率は50%、補償金額として142万6,000円で
す。

保井企画部企画人事課長 7企画費、地域情報化推進事業、財源内訳をごらんください。その他特
財45万6,000円を一般財源からその他特財へ財源更正を行うものです。ホームペー
ジ広告掲載料充当に伴う財源更正でございます。

亀崎総務部危機管理課長 9 消防費、1 消防費、1 消防総務費、補正予算額が1,636万4,000円でございます。

今回の補正の内容につきましては、阪南岬消防組合の消防職員が勸奨退職のため、その退職金2名分、4,906万9,000円と、新規採用職員の制服等の被服代でございます。合わせて4,923万2,000円でございますが、そのうち、構成する市町の本町の負担分、約33%である1,636万4,000円の補正をお願いするものでございます。

唐門教育部学校教育課長 10 教育費、2 小学校費、1 学校管理費、小学校管理費として48万3,000円の補正をするものです。

内容としましては、深日小学校の給水管の漏水修理が完了するまでの間の光熱水費に不足が生じたため、48万3,000円補正するものです。

続きまして、小学校教材費として5万円の補正をするものです。内容としましては、先ほど歳入でご説明いたしましたとおり、深日小学校卒業生から深日小学校の図書を購入費として5万円の寄附をいただきましたので、小学校教材費に充当するものです。財源内訳といたしましては、寄附金で5万円です。

岡本教育部副理事兼生涯学習課長 5 社会教育費、青少年健全育成推進費として5万円の補正をするものです。

内容としましては、先ほど歳入で説明したとおり、泉州南なでしこライオンズクラブより指定寄附として、子供の安全対策のための消耗品として5万円の補正をするものです。財源内訳は、寄附金5万円です。

続きまして、2 淡輪公民館費、公民館管理費としまして44万7,000円の減額補正をするものです。

内訳としまして、光熱水費で23万9,000円の増額補正と、空調設備機器リース料で68万6,000円の減額補正であります。光熱水費の23万9,000円の増額補正の内容としまして、空調設備機器リース契約に係る始期が7月であり、新電気料金契約も7月となり、電気料金が見込みより増加したものであります。

また、空調設備機器リース料で68万6,000円の減額補正の内容としまして、リース契約始期が7月となったこと及び入札に係る契約額決定に伴う不用額調整であります。

岡田教育部長 6 保健体育費、2 共同調理場費、共同調理場管理費としまして、152万8,000円を補正するものです。

内訳としまして、燃料費62万7,000円、光熱水費90万1,000円で、後ほど申し上げます給湯設備のサーモスタットが故障したことが主な原因で、燃料費、光熱水費を当初の見込みより増額する必要が生じました。

次に、同じく共同調理場費維持補修費としまして、83万円を補正するものです。

内訳としまして、先ほど説明しましたように、給湯設備の故障箇所を補修することと、排水浄化槽設備の補修を行うため増額補正をお願いするものです。

保井企画部企画人事課長 13諸支出金、6岬ゆめ・みらい基金費、岬ゆめ・みらい基金費166万7,000円を補正するものです。岬ゆめ・みらい基金に積み立てるものでございます。

当委員会付託分、歳出といたしまして3億8,143万5,000円でございます。

岡本教育部副理事兼生涯学習課長 債務負担行為補正について説明いたします。

事項は、淡輪公民館空調設備借上事業であります。年度につきましては、補正前は32年度、補正後は33年度。限度額につきましては、補正前が2,853万6,000円。補正後が2,763万6,000円補正するものです。

年度の補正の理由は、リース契約始期が7月となり、終期が延びたためであります。また、限度額につきましては、入札による契約額決定に伴う不用額調整であります。

四至本総務部行財政改革課長 続きまして、地方債補正としましては、退職手当債を追加するものでございます。限度額を先ほど申し上げました3億1,020万円にするものでございます。

続きまして、地方債補正といたしまして、これにつきましても、先ほど申し上げました臨時財政対策債の決定に伴います減額でございます。補正後の限度額を1億9,996万2,000円にするものでございます。

以上でございます。

田代委員長 ただいまの説明に対して、質疑、意見ございませんか。

中原委員 歳入の退職手当債、町債の中の退職手当債について確認をさせていただきます。

ちょっと聞き違いかなと思ったので確認なんですが、何名分に充てるとおっしゃったか。再度確認したいと思います。

それから、歳入の退職手当ですけれども、普通退職1名分というのが今回補正ということと上がってきておりますが、普通退職であれば、当初予算で計上できるものではないのかなというふうに想像するんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

2点よろしく申し上げます。

四至本総務部行財政改革課長 退職手当債については13名分、勸奨退職によるものでございます。保井企画部企画人事課長 退職手当につきましての普通退職分でございます。勸奨退職と比べまして普通退職という表現をしております。自己都合で退職した1名分でございます。

中原委員 再度確認ですけれども、四至本課長、13名とおっしゃいましたけれども、この歳入については、13名退職があるけれども、その中の勸奨退職12名分に充てるという理解でよろしいのでしょうか。

四至本総務部行財政改革課長 これにつきましては、最近、勸奨退職の者が一人死亡退職しております。固有名は出せませんけれども、その1名分と、今回、3月にやめる12名分という形で13名分という形でございます。

川端委員 2ページの岬ゆめ・みらい基金のところなんですけれども、たしかこの前、うきわさんの方には感謝状を贈呈というか、あげたというね。これからもどんどん、今回でも個人で5件、団体で2件ということで、またこれからもどんどんこのゆめ・みらい基金に皆さん協力していただかなければいけないと思うんです。感謝状というのか、そういうものの取り扱いについては、基準というのが設けられているのかということをお尋ねします。

それと、あと、今のこの退職債に関連してなんですけども、この退職債をあれするために、今回は職員を雇えないわけですよ。そしたら、これだけ、まあいうたら13人やめて、あとの補充というのはどんな形でしていくのか。今まででも、やめなくてもなかなか部署、部署によっては事務量大変でというふう聞いてますので、今年度は雇えなくても、また次の年度は雇えるのかもしれないけれども、当面、まず、この平成21年度については、どんなふうにしていくのかという、この2点についてお尋ねします。

保井企画部企画人事課長 岬ゆめ・みらい基金につきましては、要綱におきまして、応援寄附があった場合には、当該寄附者に対して、礼状等を送付することにしております。そのほかのことにつきましては、特段規定を設けているわけではございません。ただ、金額ベースとかで、今回、6月から始まったばかりですので、今後、検討していきたいと考えております。

それから、職員補充ということでございますけれども、その分につきましては、任期つき短時間で3名とか、臨時職員で7名とか、また機構の改革というもので、所要分15名程度になりますけれども、吸収していくような形で、来年度につきましては対応していきたいと思っております。

採用につきましては、順次、採用していく方向で、財政状況等も踏まえながら進めてい

きたいと考えております。

川端委員 ゆめ・みらい基金の感謝のあらわし方については、今後検討ということですので、きちんと検討して、本当に皆さんに協力して、確かにこれで税金の、ご自身の住民税についての還付はあるとはいえ、やっぱりいろんな形で感謝の意味をあらわしてほしいなと思います。

それと、あと、やっぱり臨時職員はあくまでも臨時職員ですので、かといって、今ここでそしたらすぐに正職員を雇うというわけにもいかないと思いますので、残っている方は、本当に御苦労ですけれども、しっかり頑張してほしいと思いますので、よろしく願います。

鍛冶委員 参考までにちょっと教えてもらいたいんですけども、歳出の退職手当13名分ですね。この方、平均で勤続年数何年ぐらいですか。

保井企画部企画人事課長 平均すれば、25年程度。13名の平均では25年程度になると思われます。

辻下(正)委員 ちょっと一つだけ聞きたいんですけど、岬ゆめ・みらい寄附金で、その内にうきわさんの寄附金77万円かな、これ入っているわね。このうきわの方で、ちょっと聞くんですけども、保育所の送迎バスを購入するとか、購入したとか聞いているんですけども、その点、どうですか。

保井企画部企画人事課長 岬ゆめ・みらい基金といたしましては、そのようなことはございません。別に寄附していただいているものでございます。

辻下(正)委員 この基金では送迎バスを買ってないということですね。

保井企画部企画人事課長 はい、そういうことでございます。

辻下(正)委員 それでは、送迎バスは買わないといかんとするんですけども、これは一般会計で購入するのか。その点だけ一つ。

南総務部副理事兼総務法制課長 子育て支援課の方で送迎バスというような形になるかと思えます。その車につきましては、うきわさんの方から一般寄附として、総務法制課の方にステーションワゴン10人乗り、この分が寄附されております。

以上です。

辻下(正)委員 寄附されているんですね。現金じゃなしにね。それは、その車は新車で与えているのか、中古で与えているのか。その点、どうですか。

南総務部副理事兼総務法制課長 寄附された車につきましては、新車ではなくて、中古車という位

置づけの中で10人乗りのワゴンでございます。

以上です。

辻下(正)委員 今の国産は、何年でも乗れるんやけど、ところが、中古でもいろいろありましてね。10年前も中古であって、20年前も中古であって、何年もの車を寄附してもらっているのか。というのは、これはまあ保育所関係の仕事になると思うので、ここで余り聞くのも何かと思うのですが、やっぱりこれからずっとその車使うわけやから、もっと中古より、幾らか出していい車を購入したらんといかんのと違うかなとこのように思うんですが、その点はどうですか。

南総務部副理事兼総務法制課長 年式につきましては、平成4年式でございます。ただ、距離が2万8,000キロということで、余り走ってないという状況の中で、試乗もいたしました状況では、エンジンも安定した状況でございます。

以上でございます。

辻下(正)委員 これ以上、追求するのはやめておきます。ありがとう。

出口委員 先ほど保井課長の方から13名の退職の平均勤続年数が25年という形でお話を聞きましたんですが、そういう中で、川端委員からのお話があったように、今、石田町長になってから約50名近くの退職者が出ているかなと思うんです。そういう中で、実際に職員さん、管理職さん含めて、大変ハードな職務になっていると思うんです。

そういう中で、実際にこれからまた機構改革もなされるであろうかなというふうに、私も今、資料を置いてもらってましたので、考えてますんですが、これもまた多分、きょうの議案で出てくるのではないかと思いますけれども、その辺も含めて、また後から質問させてもらいますけれども、やはり一般職員さんも管理職さんも、皆さん自分の仕事の範囲が非常に広がっているという形の中で、やっぱり一人の人間の仕事量というのは、ある程度限界があると思うんです。

そういうことも含めて、新規採用の面もやはり人材の育成という形で退職債の3億2,000万円があって、新規採用が難しいというふうな状況下に置かれていますけれども、その辺もやはりこれからの住民サービスも考えて、もっともっと人員のあり方を考えてもらいたいなというふうに考えます。その辺の要望。また後からお話させていただきます。

谷本委員 今の出口委員にちょっと関連した質問なんですけれども、昨日、帰りましたら、このような投書が入っていたんです。一町民ということで、無記名であって、無記名の投書について対応できるかできないかわかりませんが、ちょっと読んでみます。

「一町民です。先日、市民課で30代後半の男性職員にミスをされ、とてもとても腹立たしかったです。後日、別用で役場に行ったときに見かけなかったので聞いてみると、ずっと休んでいるというのではないですか。聞くと、その方はミスの多い職員らしいですが、おとがめもなく、のうのうと休みながら給料をもらっていると聞きます。そんなことが許されるのでしょうか。クビには言いませんが、しかるべき罰が与えられるべきではないのでしょうか。また、そんな職員を上は管理、把握しているのでしょうか。我々の血税がむだに使われていないか心配です。一度調べてはいただけないのでしょうか。」という、このような投書が入っているわけなんです。

中身を見ると、男性職員にミスをされと、どういうミスをされたのかもわかりませんし、病欠で休んでいる職員も何人かあります。どなたを指しているのかということはわかりませんが、これについて、一応調べてはいただけないのでしょうかという投書になっておりますが、これは、一応調べてみますか。それとも、もうそのままにしておきますか。町長に。

石田町長 原則といたしまして、無記名の投書、これ、たくさん私のところに来ます。それにつきましては、お答えのしようがないので、原則的には無記名の方に対しては対応のとり方がないんですけれども、ただ、その中でも、これは非常に我々としてすばらしいご提言だなという分に関しては、例えば「岬だより」等で、こういった要望があつてこういった対応をとりましたということはある得ると思います。これは、まず一般論でございます。

今回、今、議長の方からお読みいただいた文ですと、心当たりでございます。今の住民生活課の中で30代後半の男性職員で、今休んでいるというと大体特定できます。これにつきましては、私の方も面談した中で、ミスが続くということで、本人にも注意しました。また、その原因も問いました。そして、また、そもそも、そこについては、なぜ、それを配置したのかということなんですけれども、その職員も非常に接遇に関してはすばらしいものを持っております。したがって、その窓口というところに置いたんですけれども、そしたらなぜ、そのミスをするのかということなんですけれども、まず、一つのことをすると、次がちょっとおろそかになるというところがあるんですね。

ですから、窓口において、前のお客様の対応をする、やっているときに、もう一人来られる。そうすると、その方にまた意識が行ってしまつて、またそこに声かけてしまう。そうすると、今やっていた部分がちょっと途中になつてしまつたのをそのまま流してしまうというところが原因でミスが出ているということなので、本人には、まず、待っているお客

さんがあれば、声をかけないというのはこれはまずいことなので、今やっている接遇は悪くないと。ですから、次のお客さん、住民さんが来られていたら、まず、声をかけて、もうしばらくお待ちくださいというお声かけをして、今対面している住民さんの対応をきっちりしてさしあげる形で指導をしております。

今、休んでいる分につきましては、ずる休みとかいうのではなくて、足に障害がございます。それで、義足のぐあいが悪くなったので、やっぱり骨が伸びてきますので、その削る手術をしたんですけれども、少し回復の状態が悪くて長引いているという状況でございまして、決してずるで休んでいるとかいう分ではございませんので、その辺はご了解いただきたいと思います。

ただ、この分に関しましては、一番のうちの窓口でございますので、この分に関しましては4月以降の対応も検討していく必要があるかなという認識は、私自身いたしております。

以上でございます。

谷本委員 町長の方で、それはわかっているということですので、調査する必要ないと思えますけれども、職員も少なくなってきた、お互い忙しくなってくるということで、いらだってくる職員も出てくるかと思えますので、今ちょうど人事異動の時期でもありますし、こういう方を住民の皆さんと直接顔を合わせるところへ配置するとかいうことも一考していただいて、もう少し適材適所ということを考えていただきたいと思います、要望しておきます。

以上です。

田代委員長 その件について、ちょっと私の方にも同じものだと思うんですが、副委員長の方にも、各議員にこれ、何名来ているか知りませんが、大方半分以上の方には来ているかのように聞いているんですけれども、ただ、ここで今、谷本委員の方から今後の職員さんのいろんな配慮についての話があったんですけれども、この内容を見ますと、ミスをされた職員さんで非常に憤慨をされておる。ですから、調査をしたら、どなたが窓口に来られたかわかっていると思うんですよね。だから、その辺がもしわかったら、できるだけ町の方の職員のミスであれば、やっぱりその方に直接お会いされて、やっぱり謝罪するののも一つの方法かなと。

そうしないと、議会の各議員にこれ出したけれども、何ら対応ないやないかというおしかりも受けるかもわかりませんので、町長の今の説明はよくわかりますけれども、恐らく体調が悪かったりいろいろ事情があって、長期にわたって休む方いろいろあるかと思うん

ですけれども、その辺は、町長が個別に面談されているわけですから、その辺で、このはがきが各議員に来ておるといふことについての対応は、やっぱりきっちりと窓口担当と相談されて、いつどのときにどんなミスがあったのか、どういう方が来られたのかというのを把握できたら、それをしておいてもらって、もし、わかったら、ちゃんと釈明なり、謝罪をしとく必要があるかなというふうには思いますけれども、町長が、もし意見があれば、どうぞ。

石田町長 実は、昨日、そのはがきを議員の方からお示しいただきまして、早速、原課の方にも、要するにミスがあれば何らかそこであるはずなので、確認したんですけれども、現在、我々の方で把握しているミスがまだ見つかっておりません。したがって、この投書の方がどのようなミスでご不快になっているのかというのが、まだ原課の方では把握できてないということですので、ですから、ミスの内容が、例えば、名前を呼ばれ間違ったとか、それから、どういう程度なのかというのが、もし大きなミスとかいうのであれば、もちろん上まで上がってきて、そこで、課長代理なり、部長なりの方で把握できるんですけれども、現在のところ、まだ、1日たっておりませんので定かではないんですけれども、現時点ではどういったミスで、どの方にご迷惑をおかけしたのかというのは判明いたしておりません。ただ、これがまた調査の次第で、今みたいに出てくれば、委員長おっしゃるように謝罪等はもちろん考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

田代委員長 対応をよろしく願いしておきます。

ほかに。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、これにて質疑を終わります。

続いて討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第2号「平成20年度岬町一般会計補正予算(第5次)の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第2号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

続いて、議案第6号「平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第2次)の件」を議題といたします。

本件について、担当課からの説明を求めます。

南総務部副理事兼総務法制課長 平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第2次)について、説明します。

この特別会計は、昭和56年度に岬町多奈川地区内における小集落改良事業施工に伴う代替用地を提供する目的で設置したものであり、多奈川平野地区にある会社の社宅用地を買収、造成、住宅用地として売却してきたものでございます。

また、多奈川西地区において、昭和54年4月に多奈川小学校の新築移転工事に伴い、昭和59年、旧多奈川小学校跡地に住宅用地の提供を目的に、宅地造成事業を着手し、住宅用地として売却してきたものでございます。

なお、平成19年12月議会で、西地区の住宅用地で道路及び水路を一般会計で買い戻しを行っており、今回の補正予算においては、平野地区の道路及び水路等を一般会計で買い戻すものでございます。

それでは、補正予算について説明します。

収益的収入として、1宅地造成事業収益、1営業収益、1宅地売却収益、多奈川平野地区宅地売却収益4,456万7,000円です。

内容としては、平野地区道路部分1,421平方メートル及び水路部分134平方メートルの面積に、簿価の1平米当たり2万8,660円の単価を乗じて算出したものでございます。

なお、簿価の定義としては、この会計で、今までかかった総事業費を総事業面積で割り戻した金額が1平米当たりの単価で、帳簿価格、すなわち簿価になります。

次に、収益的支出といたしまして、1宅地造成事業費、1営業費用、宅地売却原価、多奈川平野地区宅地売却原価3,837万9,000円です。

内容としては、平野地区宅地造成事業費を平野地区造成面積で割り戻した金額に、今回一般会計で買い戻す道路部分、1,421平方メートル及び水路部分134平方メートルの面積を乗じた数字が道路、水路部分の売却原価でございます。これにより、住宅用地造

成事業特別会計で保有する資産は、未売却宅地として2,807.02平方メートルとなります。

以上でございます。

田代委員長 質疑、意見、ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第6号「平成20年度岬町住宅用地造成事業特別会計補正予算(第2次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第6号は、本委員会において可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 異議なしと認めます。暫時休憩いたします。再開の予定はちょうど11時にします。

(午前10時47分 休憩)

(午前11時00分 再開)

田代委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

議案第7号「平成21年度岬町一般会計予算の件」のうち、本委員会に付託されました案件を議題といたします。

本件について、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の6ページから9ページをごらんください。

歳入について、質疑、意見を受けたいと思います。質疑、意見、ございませんか。

前もってちゃんと勉強してきていただいているので、ないようですね。ありますか。

中原委員 歳入について、国からの税金とか交付金のことで、先に確認させていただきたいことがありますが、上の方から本委員会付託の案件については、自動車重量譲与税から始まって、ざっと税金、交付金といういろんな名前で、特別地方交付税までここに並んでいるわけですが、それぞれを、今の段階では予算ということになりますので、実際に予算として計上した額が入ってくるのか。もしかしたら増加するのか、減少するのか、そのあたりは最終的な判断を見てもみないとわからないと思うんですが、予算で組まれている上で見せていただいたときには、ざっと1年前の予算書と金額を比べた場合に、金額の前に マークがざっとついていてるんですね。ということは、昨年と比べて少なく予算を計上しているということだと思えるんですけども、その点について、確認をさせていただきたいと思います。

たくさん減っていているというのは、端的に言うと、小泉さんのやってきた三位一体改革の影響だというふうにとらえていいものかどうか。その点についてお答えをいただきたいということが1点です。

それから、小・中・幼稚園の給食の保護者負担金についてお聞きしておきますが、給食費が値上げされましたけれども、その後、混乱や苦情、相談等は、今のところ発生していないかどうか。そのあたりについて確認をさせていただきます。

それから、住民活動センターについても、新たに利用を始めていただいていると思いますので、利用状況について確認をさせていただきます。

田代委員長 まず、3点だけ、答弁願います。はい、どうぞ。

四至本総務部行財政改革課長 先ほど、まず小泉改革の影響かということですが、これについては、恐らく今回の予算には、小泉改革の影響で少なくなっているものではないというふうに思います。基本的に、今後の国の経済状況、それによりまして税収が落ちるというものを見込んだものというふうに思っております。

今回の予算におきましては、毎年そうなんですけれども、地方財政対策というのが国の方から出されます。これは、国の予算編成に先立ちまして、総務省と財務省の折衝の中で決定されまして、これは地方財源の総額の確保という意味で決定されるものです。これの中で、毎年、社会情勢の変化や国の展望を示しまして、その中で地方における譲与税関係の伸び率も示されるというふうになっています。それに基づきまして、平成20年度の決

算見込みにその伸び率等をかけまして、今回の予算編成にしているというものですので、やはり国の展望も、経済的に今後状況が悪くなって税が落ちるといふふうに考えているというものだと思います。

岡田教育部長 給食についての保護者負担については、およそ6,000万円程度ご負担をいただいております。20年度に値上げしたことへの影響ということですが、特に保護者から値上げしたことについてのクレームといえますか、問題の指摘ということはございません。中には、給食のメニューが豊富になったといふようなことで、非常に給食の品目が多くなったことを評価していただくといふような形でのご意見をいただくことはございました。

ただ、食材等の関係が値上がりがかかからない品目もございまして、特に、最近乳製品等の値上げが来年度以降予想されておまして、その点について、できるだけ現状維持を長く、せつかく負担金額を上げたんですから、長くこの金額で提供できるように工夫をしてもらうよう指示しているところでございます。

南総務部副理事兼総務法制課長 住民活動センターの使用の状況について説明をさせていただきたいと思います。

住民活動センター、開設後、各種団体、また行政等から多く使われていまして、月で言いますと10件程度の使用がございまして。現在、この3月1日からは、定額給付金の事務処理の事務局として6カ月間、そこが住民活動センターとして使えないという点もあります。それと、今年の9月ですけれども、決算議会のときに、今までの使用の状況については、そこで件数等が示されますので、以上でございます。

中原委員 四至本課長からお答えいただいたところでありますけれども、国の全体税収減の影響やというふうにおっしゃっておられました、最後の方で出てくる町債のところ、臨時財政対策債という格好で、これは、国から交付税とかいう形で地方に措置されない分を、とりあえず町債で賄っていいですよというようなものだったと思うんですけれども、そういう形で、当面は、財政措置、何とか手当できているというのが現状なんかなというふうに見ています。

ただちょっと気をつけておかないといけないのは、臨財債が、これ、恐らく後でまた国から補てんされますよということだと思っておりますけれども、財政状況が苦しいことが、税収減につながっているわけなんで、後からきちっと補てんされるのかどうか。そのあたりについてはよく注意をしておいていただきたいなという意見だけ申し上げておきたいと思っております。

それから、教育の給食費につきましては、今のところクレームはないということでありまして、ただ、値上げについては、決して歓迎するべきことではないので、ただ、値上げした上でも、恐らく苦しい中でやっておられるというのが実情だと思いますので、そのあたりについては、今後、値上げにつながらないように、また栄養面で十分行き渡るようにということをごさまたま考えながら御苦労される所だと思っておりますけれども、努力を続けていきたいとご意見を申し上げておきたいと思っております。

委員長、質問をまたしていいですか。ほかの方は。

田代委員長 まず、ほかの方ございませんか。中原委員続けて。大体3点ぐらいに絞っていけば、理事者の方も説明しやすいと思っております。

中原委員 そしたら、引き続いて資料6ページの使用料及び手数料の文化センターの使用料と、それからその下、次のページ、社会教育使用料の青少年センター使用料のところ、見込みということでありましょうが、1年前と比べて減額をされているんですが、このあたりの理由についてお示しをいただきたいと思っております。

それから、保健体育施設の使用料ですけれども、これは、去年の4月からでしたか、使用料の徴収ということで、そのあたりの影響について、特段問題になっていることはないか、その3点をお聞きしたいと思います。

一本教育部副理事兼青少年センター・文化センター所長 文化センターと青少年センターの使用料ですけれども、当初、20年度の予算につきましては、19年度の利用状況の中で、一応20年度の予算を計上しました。そうした中で、4月から料金が発生したわけなんですけれども、それによりまして、今まで使っていたいただいた団体というんですか、そういう団体の数が少なくなってきたという中で、21年度につきましては、20年度の実績をあらかた見込んで、そして計上させていただいたということでございます。

岡本教育部副理事兼生涯学習課長 保健体育の使用料に関しまして、影響はということなんですけれども、議員ご指摘のとおり平成20年4月より各社会教育施設につきましては有料、また利用方法等について変更してまいりました。現在につきましては、問題等は現在起こっておりません。また、施設の利用団体につきましては、50団体が現在利用しております。新たに50団体のうち、5団体が使用がするようになってきております。

以上です。

中原委員 さっきお答えいただいた文化センターと青少年センターの使用料ですけれども、これについては、料金が発生したことによる影響で、利用が減少傾向だということで、これはち

よっと、今後、いろんな形で検討を加えていく必要があるのではないかなというふうに感じるところでありますので、この件については、せっかくの施設ですので、有効に、また、その施設の目的にかなうような活用の仕方といいますが、そういうものを検討していただきたいと思います。

一応、それぞれ設置目的もあって、名前も文化センター、青少年センターというふうに掲げられているわけですから、ただの貸し館というふうになってしまっただけでは意味がありませんので、そのあたりについては、今後、ご検討をいただきたいと思います。

一本教育部副理事兼青少年センター・文化センター所長 委員長、済みません。先ほどちょっと不適切な発言になったと思うんですけども、すべてが料金が発生したから利用がなくなったということだけではないと思っております。ただ、利用者の団体の方の都合もあったと思うんですけども、すべてが料金とったからなくなったというふうではないと思いますので、済みません、その辺、訂正お願いします。

中原委員 国庫支出金の小学校費補助金、中学校費補助金、幼稚園費補助金のところについてお聞きしたいと思います。

小学校、中学校の要保護・準要保護児童の援助費の補助金につきましては、国からの予算措置が昨年と比べると減額をされております。支援教育の方の補助金につきましては、小・中とも増額をされておまして、幼稚園も増額をされているんですが、それぞれ国から手当されるときは基準をお示しいただきたいと思っております。

唐門教育部学校教育課長 教育費国庫補助金で小学校費補助金、中学校費補助金、幼稚園費補助金の個々の基準ということですが、一応、この国庫は要保護の修学旅行分が2分の1補助金として歳入を組んでおります。小学校、中学校ともにですね。それが、今回は、小学校は4万1,200円の2分の1、そして、中学校は5万5,700円の2分の1ということで、その額を国庫補助金として受け入れをつくっております。

支援教育就学奨励費補助金なんですが、小・中ともにふえておまして、基準額、小学校は51万9,000円の2分の1、中学校は41万8,000円の2分の1ということで歳入を組んでおります。幼稚園就園奨励費補助金ということで、所得に応じて保育料の減額分を補てんするという形で個々にお支払いしておるんですけども、これも現在小学校2年までのお兄さん、お姉さんがいる人に対しても対象になっておるんですが、それが21年度から小学校3年までとかいうふうにならないうちに国の方がちょっと手厚くなってきて、

それに追従してうちの方も国の基準でやっております。一応、そういうことです。

中原委員 ちょっとわかりにくいところがあったので、もう一度お聞きするんですけれども、支援教育の方の補助金、補助率2分の1というのはわかったんですけど、何の2分の1か、ちょっと聞き逃していたのかもしれませんが、もうちょっと具体的にお示しをいただきたいと思います。

これは、それで、国が基準を示して、それに当てはまった分がもらえるということなんではないでしょうか。そのあたりについてもお願いします。

唐門教育部学校教育課長 支援教育、これは要保護、準要保護も同じなんですが、支援教育の場合はすべての項目、学用品とか、校外活動費、修学旅行費、給食扶助費、通学扶助費、これらすべての項目の、今年度うちが支出する予定である51万9,000円の額に対する2分の1を国から補助していただけるというふうになっておりますので、支援教育の場合は全項目ですね。要保護、準要保護の部分はあくまで修学旅行費だけということです。

以上です。

中原委員 ちょっと今の分は、またちょっと具体的に、個別でご教授いただきたいと思います。

幼稚園の就園奨励費補助金について、先ほどお答えいただいたところによると、所得に応じてということでありましたが、何かその後で、ちょっと基準の枠が広がったというか、対象が拡大するような格好で変わったようなご説明もあったようですけれども、そのあたりについて整理して、再度確認させていただけますでしょうか。

唐門教育部学校教育課長 幼稚園就園奨励費というのは、一応、5段階の基準がありまして、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税所得割非課税世帯、4点目が所得割課税額が3万4,500円以下の世帯、5点目が、所得割課税額が18万3,000円以下の世帯に対して補助額を出しますということになっておるんですけれども、一人目の子供が今までは小学校2年までの子供に対しての補助もあわせて幼稚園就園奨励費に上乗せして出しておりました。21年度は小学校3年までの子供がある人に対して、幼稚園就園奨励費に上乗せをして出しましょうという国の方の基準も広がっております。そういうことです。

中原委員 ということは、この増額された理由については、国が決めたその基準がちょっと広がったというか、上乗せ分が額的にふえたというか、そういうことの影響だととらえていいのでしょうか。

それとも、そもそも所得に応じてということで、先ほど5段階お示しいただきましたけれども、その5段階に当てはまる子供の数がふえると予測しているというふうにとらえて

いいのか。この増額の理由の主な原因をお示しいただけますでしょうか。

田代委員長 後回しにしようか。先にほかの方がご意見あったら、ほかの方の意見を先に。中原さん、それでいいですね。後でちょっと。出口議員。

出口委員 2点の質問がありましたけれども、1点はもう中原議員が聞いていただきましたので、1点だけ質問いたします。

8ページの町有地の貸付収入ですね、これは59万8,000円という形で組まれておりますけれども、もともと町有地の有効利用という形でよく行政の方もおっしゃっていますけれども、実際に、もう少し町有地の有効利用ができる部分があると思うんですけれども、この59万8,000円の詳細はどのような詳細でございますか。

南総務部副理事兼総務法制課長 土地建物貸付収入の59万8,000円、これにつきましては、主なものとしたしましては、深日の給食センターの跡地でございますが、そこを深日小学校の教職員の方に有償で借りていただいているというのと、それと旧の連泉集会所、この緑会館の奥の方にあるんですけれども、そこにつきましては、NPO法人の方に借りていただいているというのと、あとは個人の方に駐車場用地とか、その部分で借りていただいているのが6件あります。合計で8件でございます。

以上です。

出口委員 今の詳細はわかったんですけれども、もっともっとほかに町有地、まだまだ十分余裕があって、もっとその歳入を計算できる町有地もあるんじゃないですか。

南総務部副理事兼総務法制課長 町有地は、今申し上げた以外にいろんな場所にあります。それで、総務法制課の方の考え方としましては、今後、そういう今まで活用されてない土地につきましても収益を生むところにつきましては、今後、それを有効的に活用も図っていかねければならないと思っておりますので、これからその辺を十分検討していきたいと思っております。

以上です。

出口委員 たしか石田町政になってから、特に歳入の面で町有地の土地の有効利用という形で明言されておったと思います。今の南課長のお話であつたら、これからまた考えていきますという中で、ちょっとその辺の、ちょっとぬるま湯的な考え方があるんじゃないかなと私は受けとめたんですけれども、その辺を、これから先、もう少し明確に、どういう形で歳入を求めていくのか、ちょっとお示し願えますか。

石田町長 確かに出口議員がおっしゃるとおりぬるいと言われてもやむなしかなという気はいたし

ております。ただ、言いわけではないんですけれども、先ほど補正予算でも認めていただきました宅造会計の方、これの処理に非常に総務法制の、昔の管財の部分ですね、非常に時間がかかってしまったという点、これがまずクリアしなければ、一つの会計が、前回の報告もここだけが資金不足比率100%という形で非常に危機的な会計でございましたので、この会計の処理に全力を挙げてしまったという点もあります。

ただ、今回、これを解決できたことで、21年度、さらに今まで私が申し上げてきたことの総集編といたしますか、やっていきたい。ただ、非常にいろんな歴史がございまして、行政財産の部分と普通財産の部分とがございまして、行政財産の部分でしたら、その目的外使用という部分が非常に単価が安い設定しかできないということで、それを普通財産に振りかえてから貸し出しするとかというような手続、非常にまた煩雑になるといいますけれども、これも次の機構の部分で人員配置等を考えて、今まで以上に、またここに専念できるといいますので、これから、予算的には現状の20年度実績という形で今申し上げた8件のところの分しか上がっておりませんが、これについては、21年度の決算を楽しみにしていただきたいなと思っておりますので、ご期待いただきたいと思っております。

出口委員 今、町長からる説明がございましたけれども、せっかく、今財政難の中で町有財産が目の前にぶらついている中で、やはり1円でも歳入の方に力を注いでもらいたいというように考えます。

田代委員長 次の中原議員の質問。

唐門教育部学校教育課長 どうも済みません、即答できませんでして。一応、対象者数は20年度の実績85人分の実績で21年度もやっております。それで、今回、なぜこの300万円ほど上がったかと言いますと、補助単価が3,600円からおおむね16万8,000円まで上がった額になっております。その分の積み上げが300万円ほど上がってしまったという状況でございます。

田代委員長 それ、あっている。物すごく上がるんと違う。開きがある。もう一度説明をちょっとしてください。

唐門教育部学校教育課長 一応、減免対象になる子供の数は85人です。そして、補助単価としては、公立幼稚園の最低で2万円という補助単価があるんですけれども、これは20年度も21年度も変わりません。しかし、私立の、町民税課税額が18万3,000円以下の方は、昨年は5万9,200円です。それが、今回6万2,800円ということで、プラス3,600円上乘せされます。そういうのがずっとありまして、最大で21年度市町村民

税所得割課税額が3万4,500円で、第3子以降の子供の、だから姉、兄が小学校1年から3年にいる家庭で、所得割の納税額が3万4,500円以下の人は、昨年の額よりも16万8,000円上乗せされた29万4,000円を支給しましょうというのがありまして、そういうのを積み上げると300万円ほど昨年、20年度の予定額よりもふえたということです。

田代委員長 そういったペーパーは、きょうは予算委員会やから、できるだけつくっておいて、それで、ペーパーを見て説明するようにしたら一番わかりやすいかなと思う。最初の説明だったら、ちょっと差があったように、今、ちゃんと説明してもらったので理解できたと思うので、その点、今後、十分気をつけていただきたいと。

ほかに。もう中原さん、ないですね。ありますか。あと何件くらいありますか。歳出で聞けるところがあったら、歳出に回して、歳入は、一応大体大まかに絞ってもらって、歳出でまたきちんと受けます。ほかの方もありますので。

谷本委員 ちょっと前にちらっと聞いていたんですけど、この8ページの淡輪財産区特別会計繰入金ありますね。これは、淡輪小学校の何か遊具を買うとか、それは間違いないのか。

南総務部副理事兼総務法制課長 この淡輪財産区特別会計繰入金309万3,000円、これにつきましては、淡輪財産区からお金を出して、淡輪小学校の遊具、ブランコとかジャングルジム、それを整備するものでございます。

谷本委員 淡輪小学校はそれでいいんですが、深日とか多奈川とか、ほかの小学校は今のところ遊具、それでいけるのか。

唐門教育部学校教育課長 平成17年度に深日小学校においては深日財産区から約700万円のお金をいただきまして、コンビネーション遊具を整備しました。そして、平成19年度多奈川小学校において、コンビネーション遊具を撤去して、滑り台、ジャングルジム、そしてブランコを整備しました。約200万円ですね。多奈川財産区からもらって多奈川小学校はやりました。

以上です。

鍛冶委員 教えてもらいたいんですけども、7ページの府支出金の学校安全交付金240万円の充当先と、もう1点が9ページの受託事業の第二阪和国道の発掘調査事業費、これはどこだったか、ちょっとこの2点、お願いします。

唐門教育部学校教育課長 7ページの府支出金、学校安全交付金240万円について説明させていただきます。

学校安全交付金というのは、今、各小学校、上限80万円、岬町の場合3校ありまして、240万円の交付金として、岬町にいただくものでございます。これについては、期限つきで平成22年度まで、だから、21年度、22年度の2回ポッキリです。これを今年度、学校内の安全対策ということで、職員室から教室、教室から職員室というような緊急通報システムのものを導入したいなというふうに私どもの方では思っております。

一応、1校当たり80万円という上限、算定基礎の上限にはなっていますが、2カ年で要は480万円で各小学校を整備したいという考え方を持っております。不審者対策用に緊急通報システムのものをとっております。

以上です。

岡本教育部副理事兼生涯学習課長 続きまして、2点目の教育費受託事業費収益の件についてご説明します。

この件につきましては、17年度より淡輪インターまでの工事の受託を浪速国道事務所から文化財発掘調査ということで受けてまして、今年度につきましては、淡輪の火葬場の横にある只山新池の上のところの場所の発掘を1カ所予定しております。それと、今までの実績報告書をつくるということで、その費用も今回含まれております。

以上です。

鍛冶委員 ありがとうございます。

先ほどの府支出金は、今年は240万円、来年も240万円入ってくるということですね。了解です。

中原委員 資料7ページの教育費補助金の中で、学力向上推進校支援事業補助金というのが新たに設けられておりますけれども、これを使ってどういった事業を展開しようと予定されているのか、お聞きします。

それから、一番下の問題を抱える子ども等の自立支援事業委託金というのがありますがけれども、これも新たに設けられたところかなと思うんですが、これも事業内容をお聞きしたいと思います。

それから、次のページの一番上の学校支援地域本部事業委託金、これについても内容を確認したいと思います。

あとは単純なことなんで、ざっと全部言っておきましょうか。諸収入のところ、充当先をお答えいただきたいんですけども、大阪府市町村振興協会市町村交付金（宝くじ交付金）（行財政改革課）という説明のところに書いてあるこの交付金の充当先を教えてください。

ださい。

それから、あとコミュニティ助成金（企画人事課）、それから、泉州地域振興基金（企画人事課）、泉州地域振興支援金（企画人事課）、これらについて充当先をお示しくたさい。

それから、その下の職員等厚生負担金というのは、これは後で条例で出てくる厚生会とのかかわりなのかと思うんですが、どういふお金か確認をしておきます。

それから、次の9ページの特別職退職手当返還金とありますけれども、これは順調に返還されているか、お聞きしたいと思ひます。

以上です。

嶋坂教育部指導課長 ただいまの中原議員の質問にお答えいたします。

まず、1点目でございますけれども、学力向上推進校支援事業については、昨年12月の議会で補正を上げさせたものでございます。内容は、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて、確かな学力をはぐくむための学習指導の取り組みという事業で、平成20年10月16日に大阪府の教育委員会が発表しました、大阪の教育力向上に向けた緊急対策に基づいた一つの事業でございます。府内50校をモデル校ということで募集がありましたけれども、岬町の三つの小学校におきまして、この事業を受けることができております。引き続き来年度もこの事業を受けるといふことで、3校とも活用させていただきます。

二つ目ですが、問題を抱える子ども等の自立支援事業ということですが、これも9月議会で補正の方を上げさせてもらいましたけれども、この事業の趣旨は、学校における教育相談体制の充実、小中学校の円滑な接続という観点から、自立支援スタッフとして、心理系の学生を2人配置して、別室登校を行っている子どもや不登校ぎみの子どもに対してのサポートする事業でございます。

そして、最後ですけれども、学校支援地域本部事業といふことで、これは、平成20年度より国の事業として全国各地で学校支援地域本部事業が始まったばかりです。岬町におきましても、昨年の10月より学校支援コーディネーター2名を配置しまして、放課後の学習をサポートしてござっております。この学校支援コーディネーターといひますのは、退職された教職員といふことでござひます。

それで、来年度ですけれども、計画としまして、この学校支援コーディネーター2名も配置し、さらに学習支援活動をパワーアップさせるために、チラシ等を活用させてもらひながら、広く学習支援ボランティアも募集して充実させてまいりたいと思っております。

以上です。

四至本総務部行財政改革課長 先ほどの市町村振興協会市町村交付金の件ですけれども、これにつきましては、振興協会が実施しておりますサマージャンボ、それと、オータムジャンボに係る収益の一部をいただくものですが、その充当先といたしましては、住民情報システムの方へ充当しているということでございます。

保井企画部企画人事課長 コミュニティ助成金につきましては、コミュニティ備品購入費というところで充当しております、大阪府が多目的公園の整備をしている中で、グラウンド等を使用できることになっておりますので、イベント等を開催するときの備品等を整理していきたいと考えています。

それから、泉州地域振興基金でございますが、これにつきましては、泉州マラソンの負担金60万円がございますので、その2分の1を充当しているものでございます。

泉州地域振興支援金285万円につきましては、広報紙への充当と、ホームページの運営事業に対して充当するものでございます。

職員等厚生負担金でございますが、これは新しい厚生制度というものを設けることになるのでございますが、大阪府市町村職員互助会が解散することになっております。福利厚生事業につきましては、地方公務員法第42条で町が実施するものでございますので、その職員の福利厚生事業に係る職員の掛金というものでございます。

それから、特別職退職手当返還金につきましては、順調に返還をいただいているところでございます。

以上でございます。

中原委員 先にお答えいただいた学力向上推進校云々の中でご説明いただいて、後段で、府の緊急対策のモデル校のご説明がありましたけれども、3校ともこの府の緊急対策に、競争率高かったのかどうか知りませんが、これを活用することができるようになったということは聞きしてはいたんですけども、具体的にどういうことを行おうとしているのか。また、この府としては、どういうことをするためのお金ですよということで補助金を出しているのか。そのあたりについて、もう少しお示しをいただければと思います。

それから、学校支援地域本部のことですけれども、これは、ちょっと私の思い違ったら失礼ですが、去年から始めたことに加えて、来年度、多奈川小学校での授業にこのお金を充てるのかなというふうに考えておったんですけども、そのあたりはいかがでしょう。

嶋坂教育部指導課長 学力向上の事業ですけれども、府の方の考えといたしましては、大阪の子どもたちの学力を、保護者、地域とともにはぐくむため、教育委員会からのメッセージということで、こういうリーフレットも保護者に配布しているかと思います。その中に、大阪府は緊急対策を実施し、学力向上に取り組まますと書かれています。

ただ、学力向上については、点数だけの学力ではなくて、本来、子どもたちを豊かにはぐくんでいくという人格形成に及ぶようなそういう子どもを目指すという意味におきまして、やはり家庭、地域も連携しないといけないというような趣旨でございます。しかし、この学力向上支援事業につきましては、主に計算つまずき調査であるとか、あるいは漢字の調査であるとか、基礎、基本のところへのサポートということで、主に消耗品という形でいただいている事業です。府としては、子どもたちの学力は生きる力をはぐくむという視点に立っての事業です。

続きまして、学校支援地域本部事業ですけれども、これは、来年度の構想といたしましては、まず、岬中学校区にこれは設置されるものでございますので、岬中学校、3小学校の子どもたちはすべて岬中学校に進学しますので、やはり岬中学校の学力支援を充実していこうということで考えております。土曜日に岬町の本当に財産でありますラーニングセンターで、土曜日ですけれども、学習活動も展開しようかということを考えているところでございます。多奈川小学校にということではございません。

以上です。

中原委員 今の最初の学力向上推進校云々というやつですけれども、何か橋下さんの言うてることを聞いていたら、点数が上がったら、それで何でもええねんみたいな感じの印象がしてまして、だけど、人格形成がどうやとか、何かちょっとよくわからないなというのが率直な感想なんです。今、聞かせてもらった。言うてることは別に悪いことではないので、消耗品に使っていくことになるであろうということなんで、消耗品については、また、後で歳出のところで聞こうかなとも思っていたんですけれども、非常に紙代の節約とか、いろんな面での節約を物すごく迫られていますよね、教育関係の現場としては、保護者にもそれがひしひしと伝わってくる状況に今現在なっています。

というのは、学校の内部だけで、紙を節約したら、それでいいというような状況ではないほど、保護者にも、例えば、兄弟のいるところに、前だったら、上の子、下の子、2人いたら、上、下それぞれに同じものを配っていましたが、今度からどっちか1人にしか配りませんので、よろしくねというような、そういうふうになってきているわけですよね。

そこまで迫られている。これは一町にだけ責任があるとは決して考えていませんけれども、そういう状況になっているので、消耗品として活用するというのはいいんですけど、ちょっと府のねらいとの兼ね合いで、ちょっと不安な部分もありますので、ええとこ取りじゃないですけど、そういう格好でうまく活用していただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

それから、後半の地域本部の問題は、私の勘違いだったのかなと思うんですけど、これについても、ラーニングセンターの積極的な活用があるようなので、有効に活用していただきたいとご要望申し上げておきたいと思います。

以上です。

田代委員長 ほかにございませんか。ないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 異議なしと認めます。暫時休憩いたします。再開は13時にしたいと思います。よろしくお願いたします。

(午前11時53分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

田代委員長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続いて、歳出に入ります。当委員会の所管に係る事項について審査いたします。

まず、議会費について、予算書の32ページ、33ページをごらんください。

質疑、意見はありませんか。ないですか。中原委員、ありませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、議会費の質疑を終わります。

続いて、総務費に入ります。予算書の33ページから47ページをごらんください。ただし、交通安全対策事業費、企画費のうち第二阪和等プロジェクト推進課に係るもの、それから徴税费及び戸籍住民基本台帳費は、他の委員会の所管ですので、除きます。

質疑、意見を受けたいと思います。

谷本委員 44ページで、選挙関係、これもう毎回同じことを聞いているんですけども、44ページの衆議院選挙、46ページの町長選挙について、この件については、昨年も質問しましたが、さくら会館の投票率が余りにも低いことから、望海坂に投票所を設置してほしい

という要望を毎回しているわけなんですけど、ことしもまた、何月になるかわかりませんが、衆議院選挙がありますし、それに次いでまた町長選挙もあります。昨年の答弁ではできるだけ早く設置するということでしたが、ことしの2回の選挙に間に合うのかどうか。ちょっとお尋ねします。

南総務部副理事兼総務法制課長 現在、投票所の数につきましては、岬町において13カ所設けております。それで、議員の方から前回、また前々回と望海坂の方の投票所を新たに設けてはどうかということで質問をいただいております。現在、望海坂におきましては、直近で632人の有権者がおられるということで、まず、昨年1年前に比べますと、約15%アップしているというのが現状でございます。

それで、投票所の増設という形になるかと思うんですけども、選挙で言いますと、衆議院選挙というのがいつ行われるかというのがわからない状況でございます。それで、衆議院選挙については、今の13カ所という形になるかと思うんですけども、町長選挙の方が10月に行われるということで、日が確定しておりますので、確定というか、その時期に町長選挙があるということでございますので、投票率のアップを図る上でも、望海坂に1カ所投票所が必要であるということで、今現在、13カ所の投票所につきましては、町長選挙から14カ所ということで1カ所ふやしていきたいと考えております。

以上です。

谷本委員 住民からいろいろ投票所の件について、問われるわけなんですけど、町長選挙からできますと返事してもよろしいですか。

南総務部副理事兼総務法制課長 町長選挙からふやしていきます。

辻下(文)副委員長 37ページの委託料で400万円。設計業務委託料、この内容と、もう1点、39ページ、けさほど中原委員の方からも質問出ましたけれども、コミュニティ備品購入費、これ、多目的公園のイベントで備品ということを行っているけれども、もし、わかれば具体的な品目、備品の名前を教えてください、わかれば結構です。

それと、このコミュニティ備品は、入で250万円というふうに金額がなっているんですけども、出では260万円になっているんです。10万円の差があるんですけども、この財源内訳というか、この違いを説明していただけますか。

保井企画部企画人事課長 設計につきましては、淡輪19区からの集会所建設要望に対するものの、集会所に関する設計業務委託料を計上させていただいております。

次に、コミュニティにつきましてはですけども、大阪府のグラウンドを有効に活用して、

交流人口もふやしていくという施策の中で、各種イベントを想定した場合、各住民グループさんとかが借りていけるようなものを想定しておりまして、テントとか、またマイク設備とかそのようなもので、イベントが十分機能できるようなものを想定しております。

また250万対260万ということは、あくまでも見積もり合わせ等の中で、入札等の中で入札減が出るようなことも想定されますので、250万を若干上回るような予算を計上させていただいているところです。

辻下(文)副委員長 10万円余計に組んでいるのはそういう意味で組んでいるということで、これでいいのかな。

保井企画部企画人事課長 250万円の件でございますが、その分につきましては、250万を下りますと、補助金の申請の関係に支障がでる関係で、安全性を確保した上での予算計上をさせていただいているところです。

辻下(文)副委員長 そしたら、それ、上回ったときには、その財源はどういうふうにします。

保井企画部企画人事課長 上回った場合は、一般財源ということになります。

田代委員長 ちょっと歳入で250万やろ。歳出で260万、反対だったらわかるけどね。歳入をたくさん組んで、歳出を少な目に組んでいるんだったらわかるけれども、これ、もし、今副委員長が言われるようにコミュニティ備品が260万いった場合、10万足りないわけですね。それでいいのかな。そういう説明、答弁でいいのかな。

笠間企画部長 補助金というのは、あくまでその上限が決まっております。それを確保するために、それ以上の予算を組むことによって補助金は得られるということを理解していただきたいと思います。だから、先ほど回答させていただいたとおり260万は組んでおりますけれども、入札減もございます。250万を超える金額であればよいということですので、例えば、251万の落札になりますと、1万円は町が負担するわけです。260万であれば、260万を支払う。250万を切ってくると、250万の歳入ができないので、250万を超える金額で歳出の方で予算化させていただいているということでございます。よろしいですか。

辻下(文)副委員長 わかりました。

田代委員長 ほかにございませんか。

中原委員 予算書の33ページの一般管理費の報酬のところ、公務災害補償等認定委員報酬5人ということで予算を組まれていますけれども、これは、昨年と金額が変わっているようですね。そのあたりの昨年との違いをご説明ください。

それから、35ページの委託料の中で、企画人事課の職員採用試験問題等作成委託料とありますけれども、この項目を見たのは初めてなので、これまでは採用試験の問題はどのようにされていたのか。これからは作成の委託は必要なのか。そのあたりを説明いただきたいと思います。

それから、その二つ下の職員定期健診の委託料ということで、これも増額されているようなんですが、その理由をお示してください。

今聞いた定期健診の一つ下の職員厚生委託料、これも内容についてお示してください。

保井企画部企画人事課長 公務災害補償等認定委員会報酬につきましては、会議の開催の見込みを年2回というふうに変更させていただきましたので、金額が前年度と比べて変わっているところがございます。

次に、職員試験採用問題等作成委託料ですけれども、その件につきましては、来年度職員採用試験を行いますので、その採用する職種を検討し、その専門性等の中の問題を作成するために委託するものでございます。

職員定期健康診断委託料につきましては、現在、職員数を一般職と臨時職員合わせて健診の方をお願いしているところがございますが、新しい検査の内容もございまして、その内容に含まれた中で、単価をおおむね5,300円というような形で基本健診や心電図などを計上し、人間ドックを受診する見込み数を除いた230人ということで予算計上しましたので、昨年と比べてふえているところがございます。

それから、職員厚生委託料につきましては、大阪府市町村職員互助会の解散によりまして、厚生事業につきましては町が実施する必要があります。このために、福利厚生事業を実施するための委託料でございます。

以上でございます。

中原委員 一番最初にご説明いただいた委員報酬なんですが、こういう委員報酬について、大抵金額が減額になっているとか、増額になっているとか、そういう場合、会議の開催の回数によって変わるんだというのは何となくわかるのですが、どうして変わったのかというところが聞きたかったんですけれども、もうちょっとご説明をいただきたいと思います。

それから、企画人事課の採用のことですけど、来年度の職員の採用ということが、今、お答えいただいたところですけど、来年度というのは、21年度のことを指しているんですね。後でまとめて年度をちょっと教えてください。

それから、厚生会のことですけど、これは委託するということは、後で案件として条

例が上がっていますが、何らかの団体というか、会社になるのかよくわかりませんが、その厚生会の事務は町で行うとして、その運営といいますか、そのあたりは委託という格好で運営をしていくという方向でお考えなのか。そのあたりについてお聞かせください。

保井企画部企画人事課長 公務災害認定報酬につきましては、非常勤等の公務災害の認定にかかわるものでございますので、公務災害が発生する件数というものを、現状の状況の中から年間2回程度というような形で想定させていただきまして、予算計上させていただいたところでございます。ですから、多いのか少ないのかというような状況ですが、なるべく公務災害というものは少ないような形でやっていきたいという思いでございます。

それから、職員採用試験につきましては、22年4月に採用するものです。21年度中の受験となりますので、そのための委託料を計上させていただいているところです。

それから、職員厚生委託料につきましては、民間の専門のところに委託する予定でございます。

中原委員 結構でございます。

引き続きお聞きします。35ページの下の方に、各種研修会等参加負担金というのがあります。次のページの19負担金補助金及び交付金のところにも、各種研修会等参加負担金ということで、これは目の部分で区別されているのかなと思うんですが、内容的にどういったものはこっちに振り分けるとか、何が違うのか、ご説明をいただきたいと思えます。

保井企画部企画人事課長 各種研修会参加負担金につきましては、職員研修という対象でございます。学童保育、食育研修、保育士研修、人権研修等の負担金ということを予定しております。

廣田企画部秘書課長 もう一つの各種研修費負担金なんですけれども、行政相談委員さんの2名いらっしゃる方の泉州支部会議の負担金を上げさせていただいております。

中原委員 違いについては、了解をいたしました。

研修について、以前にも申し上げたことがあるんですけど、今、保井課長から説明された研修の中に多分入るのかなと思うんですけど、先日、職員の皆さんが研修しているところにたまたま出くわしたんです。それは、非常勤の方々だったんですけど、福祉の部門で、保育士さんたちが研修を受けておられたようでありました、お話を聞いたところ。その研修は、勤務時間外だけれども、何も手当がつかないよと。そのことを了解の

上でご参加くださいと。ただ、保育士の分野では、いろんな制度上の見直しが結構いろいろと起こっておりますので、家庭との連携の強化とか、そのあたりについて臨時の方であっても、きちっと身につけておいてもらわなければ困るということで、研修を行われたと。その研修自体は、当然のことともいえますし、積極的だとも考えているんですけども、それが手当が全くないですよという前提で参加していただくというのはちょっとどうなのかなと、問題に感じる場所がありますので、そのあたりについて、今後必要なものについては、きちっと手当をしていくということが求められるんじゃないかと思いますが、お考えをお聞きしたいと思います。

保井企画部企画人事課長 各原課の判断のもとで、研修というものが行われる場合もありますし、人事課が主体となって研修を行う場合、さまざまな状況がございます。特に負担金が生じて研修を行う場合ですと、その主催者の考えによって行われることもございますので、基本的な考え方は勤務時間中にさせていただくことがベストではございますが、職務上、なかなかそうもいかないということもあれば、そのようなことも生じてきているのではないかなというふうに推察するところがございますが、原則的には、なるべく勤務時間内で行われることが好ましいのでございますが、事情もいろいろあるようなことでございますから、原則の中で臨機応変に対応していきたいと考えております。

田代委員長 廣田さんに答えてもらわんでもいいのかな。秘書課の方。

廣田企画部秘書課長 済みません。誤って答弁をいたしました。各種研修会等の負担金で、先ほど説明させていただきましては、その上段に記載はさせていただいておまして、中原議員からご質問をいただいたのは下の6万1,000円の分かと思っております。申しわけございません。その分に関しましては、21年度広報のシステムの入れかえをすることになっておまして、そのソフトの研修費の負担金でございます。

中原委員 保井課長のご返事では、今後、もしそのようなことが起こった場合、私がさっき申し上げたようなことがあった場合は、研修の費用が保障されるという感じは全くしなかったんですけども、さまざまな分野に職員の皆さんは所属しておられるわけですから、勤務時間内に可能であれば必要なことは身につけるといことは、できる場所もあれば、できないところもあるわけで、ちょっと保育士とか、そういう分野にかかわっておられるところの方については非常に難しいんじゃないかなと。勤務時間については、基本的に子供相手だとか、保護者さん相手だとかいう格好で、なかなか集中して研修を受けるというのは難しいんじゃないかなというふうに感じる場所なんですけれども、このことについて、

今後、こういった研修にも手当をしていくというお考えがおりかどうか、明確にご答弁をいただきたいと思います。

保井企画部企画人事課長 先ほども申し上げましたとおり、原則として勤務時間内で支弁していくということが原則でございます。

以上でございます。

田代委員長 今の答弁でよろしいですね。原則として時間内にやっていくということですから。

ちょっとほかの方の意見はございませんか。なければ、中原さん、どうぞ。

中原委員 36ページの広報広聴費のところ、12役務費のところ、広報紙配送手数料という説明の項目がありますけれども、ここには、以前、通信運搬費という名前で予算が計上されておりましたが、何か変わりがあるのか。これは、広報紙、岬だよりや回覧等を区長さんのところへ届けたりとか、そういうお仕事に係る費用なのかなというふうに感じているんですけれども、何か違いがあればお答えをいただきたいと思います。

それから、37ページの財産管理費の中で委託料というところがありますが、その中に、以前は設けられておって、今回、設けられていないものがありましたので、お聞きしたいと思います。以前は、庁舎定期清掃委託料というものが計上されておったんですが、これは、庁舎と海浜会館を年2回清掃するための費用が委託料にあたるというふうにお聞きしていたんですが、それがなくなっているというのは、この業務自体をなくしたというふうに解釈していいのか。ご説明をいただきたいと思います。

それから、40ページの、これは人権啓発費の中の負担金、補助及び交付金の中で、ここでも一つ説明がなくなっているものがありまして、大阪人権問題映像啓発推進協議会負担金3万5,000円というのが昨年まであったように見受けておりますが、これがなくなった理由等ありましたら、お示してください。

同じ項目の中で、大阪府人権協会分担金、これも減額されているようですけれども、このあたりについても理由等ありましたら、ご説明をいただきたいと思います。

44ページの選挙費の中ですけれども、節13の委託料、投票人名簿システム構築委託料とは、こういった事業内容であるのか、説明をいただきたいと思います。

以上です。

廣田企画部秘書課長 広報広聴費の役務費でご質問いただいた件について説明をさせていただきます。

中原議員ご指摘のとおり、昨年度までは通信運搬費で計上させていただいておりました

広報費等の配送代なんですけれども、通信運搬費という項目がふさわしくないということで、財政の指導を受けまして、本年度広報紙配送手数料に組みかえをさせていただきました。

以上です。

南総務部副理事兼総務法制課長 以前は、庁舎定期清掃委託料ということで、120万円ここに予算を組んでおったんですが、町財政が困窮しているという状況の中で、財産管理費及び淡輪海浜会館の予算の中でやりくりにより執行していきたいと考えております。

谷下(泰)企画部人権推進課長 まず、大阪府人権問題映像啓発推進協議会の負担金、予算計上していないという件ですけれども、この協議会につきましては、これまでビデオ制作を中心に2カ年をかけて1作品を制作してまいりました。そして、大阪府と府内市町村とでそれぞれの応分の費用負担を行ってききましたが、昨年、大阪府の財政再建プログラムにおいて20年度以降の映像啓発推進協議会で行うビデオ制作の啓発に当たっては、民間企業や団体で同種同様のビデオが制作されているということから、これらを今後効果的に活用することが望ましいとして、大阪府と府内市町村とで取り組んできたビデオ制作に係る費用負担については、一応、19年度をもって終了することといたしました。しかし、既に19年度、20年度の2カ年で制作に取りかかっていた分につきましては、委託する内容を変更いたしましてビデオを完成させるということになっております。それがまず1点目でございます。

そして、2点目の大阪府人権協会負担金の減額ということですが、対前年度比で比べますと、66%の減額率で、削減額といたしましては44万8,000円減額されております。大阪府人権協会は大阪府や府内市町村とともに人権問題の解決を図る協同機関として府内での啓発活動などを実施している機関でございまして、このような趣旨のもと同協会に対しまして、大阪府をはじめ府下43市町村がそれぞれ負担してきたところでございます。

そうした中、今回大きく減額されました要因といたしましては、昨年大阪府の財政再建プログラムの中で、大阪府人権協会にかかわっての対応方針が示されました。その内容につきましては、運営補助金を廃止いたしまして、必要な事業のみの事業費補助とすることといたしました。そして、必要な事業についても、事業の効率的な部分について徹底した検証を行うというような内容で減額がされたものでございます。

以上でございます。

南総務部副理事兼総務法制課長 44ページの投票人名簿システム構築委託料78万8,000円、これについて説明させていただきます。

今年度、選挙の方が衆議院議員選挙、それから農業委員会の選挙、それと町長選挙、この三つが予定されておりまして、その投票人の名簿の作成に係る委託料でございます。

中原委員 1点目にお答えいただいた通信運搬費という名称よりも確かに広報紙配送料という方がわかりやすいと思いますので、妥当な見直しというふうに感じるところであります。こういうふうに書いてくれているならば、予算書を見ただけで何の事業なのかよくわかりますので、事業名が書いてあって何の事業がわからないことが多くて困りますので、こういうのは大変ありがたいなと思います。

それから、庁舎の清掃についてお答えいただいたところでありますけれども、財産管理費の費用などの中でやりくりをしたいという話でしたが、そういうことになると、委託という形をとるのはやめるということになるのか。どうなっていくのか、ちょっと具体的にお示しをいただけたらなと思います。

それから、谷下課長の説明がありました負担金の件ですけれども、大阪府の方も随分この人権協会について、また人権関係の負担金等の見直しを行って進めているというのは見聞きしておりますけれども、今後どうなっていくのか。きちりと根本からの解決というところまで見定めていかないといけないなというふうにはこの問題については感じているところであります。

それで、人権協会のことが今少しご説明の中でも出ましたので、この場で申し上げておきたいことがふと浮かびましたので、以前、大阪府の人権協会から講師を迎えた講座に参加をさせていただきました。その講座では、講師がいろいろと話を進めていってくださるんですけども、ワークのような形で参加型といいますかね、結構おもしろく進めておられましたけれども、入口は人権全般なんですよ。男女差別とかもそうだし、いろんな人権問題、外国人の差別だとか、最初はそういう話をいろいろとされるんですけども、出口が部落の差別の問題なんですよ。

それで、そういうふうなことを毎回続けてはるのかなというふうなのは、なかなかちょっと時代おくれやなと思ったんですけど、そういうふうにするによって、入口がいろんな差別がある、人権を大事にしないとイケないという当然の入口なんですけれども、出口が、だから部落差別はあかんという出口になっていまして、いろいろ聞きますと、よそでも人権にかかわる研修では似たようなことが行われているように聞いておりますので、

むしろそういうことを続けているようでは、私たちの世代にとっては、部落という問題については、非常にもうご年配の方とは認識が違うんですね。やっぱり旧部落の地域の方ともそうでない地域の方とも、それで流動もしておりますし、この問題については随分改善が見られてきていると思いますので、いつまでもそういうような研修をなさるといふことについてはやめていただきたいなと、これは、そこへ来た府の人権協会とかにやめていただきたいなと思うということなんですけれども、また、そういう方を講師としてお迎えするということについても、よく考えていただきたいなということはこの場で申し上げておきたいと思います。

以上ですので、財産管理のことをお教えいただけますでしょうか。

石田町長 私の方から、先ほどの中原委員の分に関してご答弁させていただきたいと思います。と、いいのですが、映像協の方の現在、私、副会長をさせていただいておりますし、大阪府の人権協会も理事をさせていただいている関係で、今の質問にお答えしたいと思います。

映像協につきましては、先ほど谷下課長の方から説明したように、事業としては縮小して、ただ、せっかく今までつくってきたビデオ、これはしかるべくきっちり場所を確保して、それを府内の市町村がいつでも使えるような形で運用していきたいと思っております。

それと、人権協会の講師の件でございますが、これは、人権協会の中で、いろんな人権問題を取り組む中で、部落解放、同和の問題というのも、これは大切な問題でございますので、これをやめていただきたいということに関して、私どもがやめさせていただきまうということは、これは言えないことで、これは国を挙げてこの問題、解放運動をされている方々、いろいろ今までの経緯がございますが、同和問題の解決に向けては、国・府、また市町村も挙げて全面的に取り組んでいくという姿勢を我々持っておりますので、これはこれからも続けていきたいと思っております。

以上でございます。

南総務部副理事兼総務法制課長 先ほどの投票人名簿のシステムの構築委託料78万8,000円の説明について、誤りがありましたので、修正させていただきたいと思っております。

この委託料につきましては、国の方が日本国憲法の改正手続に関する法律の公布に基づいて、国民投票の実施ということで、平成22年度以降に実施されるという状況の中で、今回、その平成21年度中にそのシステムを構築するためのシステム委託料でございます。

以上です。

田代委員長 理事者の方の答弁の方に申し上げておきます。間違いとかいろいろあるかと思いま

すが、本日はやっぱり本会議から付託された委員会ですので、やはり資料等があったら資料を持って、十分、何も慌てて答弁する必要はないと思うので、しっかりと答弁していただきたい。先ほどから誤りがしばしば出ておりますので、その点、十分気をつけていただきたい。

それから、中原委員さんに申しわけないんですが、発言をとめる意味じゃないんですが、政策的な論争については、反対、賛成討論のところで討論の場がありますので、そこで、きちりと討論をしていただいて、できれば、歳出の中身については、先ほどおっしゃっているような名称変更とか、金額が増減したとかそういうところできるだけ着眼していただいて質問していただきたいなど。これは、委員会の時間の整理上、お願いをしたいと思います。

以上です。はい、どうぞ。

南総務部副理事兼総務法制課長 本庁舎の分の清掃につきましては、床掃除、窓掃除ともに本庁の職員をもって年末に実施したいと考えております。また、海浜会館の方の清掃につきましては、海浜会館の方の運営委員会の方に清掃委託して行っておるんですけども、その分についても、その海浜会館の予算の中でやりくりして実施したいと考えております。

実施する例につきましては、今まで2回清掃しておるんですけども、その回数を1回にするとか、いろいろ知恵を絞って予算の削減に努めていきたいと、以上、考えております。

中原委員 委員長からご提案もありましたので、この場では余り突っ込んだ話は差し控えます。また、場を改めてとは思って、言おうかなと思っていたので、ただ、ちょっと一番最後に聞いた項目の投票人名簿システムの、これ、委員長がおっしゃられたので、誤りを、たまたまわかりませんが、さっきから続いていたので、これは全然違うやないですかと。今、私聞いて思ったんですよ。選挙はどれも大事ですよ。住民の民意の反映ですから大事ですけど、憲法を変えようかというような選挙と、ほかの選挙とね、間違えるというのはどないと思ったので、そのことだけ。これは南副理事に限ったことじゃないと思うんです。皆さんね、気を引き締めてというのも何ですけど。

田代委員長 私の方からそれは厳しく注意しておりますので、それでご理解を賜りたいと思います。

中原委員 はい、わかりました。では、結構です。

田代委員長 ほかにございませんか。川端さん、ないですか。そしたら、どうぞ。

辻下(文)副委員長 35ページ、19負担金の顧問弁護士料負担金があるんですけども、相談

状況をちょっと教えていただきたいんです。

南総務部副理事兼総務法制課長 顧問弁護士料負担金12万円につきましては、大阪の新大阪にあります依法律事務所に業務を委託しております。これは岬町だけでなく、府下の町村の中で、加入するところが入っております。それで、相談状況ですけれども、総務法制課の方では、この平成20年度で約4回相談をしております。そのほか、事業部とか、他の部においても随時相談されていると聞いております。

以上でございます。

辻下(文)副委員長 昨今の経済情勢がかなり日本国内でも悪化しているんやけれども、それに関連したような相談件数というのはふえているのか、そんなに変わらないのか。ちょっと教えていただきたいと思います。

南総務部副理事兼総務法制課長 経済情勢に関連した相談と言いますよりも、総務法制課を例にとりますと、土地の民間との権利関係ですね、その辺を中心とした相談が多いということでございます。

辻下(文)副委員長 それだったら結構です。いいです。了解です。

田代委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、総務費の質疑を終わります。

続いて民生費に入ります。予算書の54ページ、55ページの目文化センター費をごらんください。

質疑を受けたいと思います。ありませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、民生費の質疑を終わります。

続いて消防費に入ります。予算書の78ページから80ページをごらんください。

質疑を受けたいと思います。

中原委員 80ページの備品購入費のところ、小型動力ポンプ付積載車購入費とありますが、これは新規であるのか、更新であるのか。また、どこに常時配備されているのか等を確認したいと思います。

以上です。

亀崎総務部危機管理課長 ご質問の小型動力ポンプ付き積載車でございますが、これにつきましては、中孝子、孝子地区に今現在消防車両を配備しております。それが、経過年数が約20

年たっております。それを更新するわけですが、そのポンプ車を更新したら高額になりますので、孝子地区、特に狭い部所かなりありますので、それを小型、軽四ですね、軽車両に変えて整備するというものでございます。

以上でございます。

田代委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、消防費の質疑を終わります。

続いて教育費に入ります。予算書の80ページから93ページをごらんください。

質疑を受けたいと思います。

川端委員 89ページの淡輪公民館費のところ、ちょっとお願いします。

一般職給3人というふうに予算つけています。淡輪公民館、今まで職員3人でしたけれども、今現実にはお2人、お1人お休みというて、また、教育の方から岡本課長が時々応援に行っておられるご様子で、どうしても職員がいらっしゃらなくて、時にいらっしゃる事務員さんもほかのところに行かれたりしていらっしゃらなくて、臨職の方が中心になってやられているということで、やはり利用者の方にご不便を感じさせるところがあるんですけれども、こうして21年度の予算書では職員3人でお給料をこうして計上しているということは、またきちっとした3人の体制になるのでしょうか。

岡田教育部長 来年の体制につきましては、現在教育部内で検討中でございますが、ことしのような形で臨職だけの対応になってしまうということのないように、職員の配置についても考えているところでございます。

人数につきましては、今ちょっと、人事担当の企画部とやりとりしておりますので、はっきりとした数字はお示しできませんが、現在以上の形で職員を配置して、利用者に不安とか、あるいは不便をおかけすることのないよう努力したいと思います。

川端委員 現実には、退職債のところ、13人退職するというのでね、まあいうたら、きちっと本当に十分に職員が配置できるのかという心配もそのときに質問したんですけれども、また、この指定管理者制度の導入ということで、淡輪公民館もあつたときに指定管理者制度を考えているというふうに以前に行革のところでお聞きしてあるんですけれども、そういうところの検討はないんですか。

岡田教育部長 淡輪公民館の行革、指定管理者制度の導入につきましては、今年度検討してまいりました。まだ、こういう形がベストだというようなことをご発表できる段階ではござい

せんが、そのことも視野に入れつつ、しかし、指定管理者制度を導入するしないにかかわらず、利用者にとっては、例えば、現在、まだ指定管理を行っていない状態でありますので、ご不便をおかけすることのないよう、できるだけ努力したいというふうに考えております。

田代委員長 私からちょっと、今、指定管理者の話が出ているんですけども、先般、私も他の住民の方からも聞いておるんですが、町長は、そのときには指定管理者、ことしはしないというようなことをあいさつの中でされたかのように聞いておるんですが、その辺はしっかりとやっぱり本年度はやらないのならやらないと。また来年度に向けて検討しているんならしているとか、そういうところの明確な思量をやっぱり言っていけないと、今、川端さんの質問は、これ、3人になっているけれども、これで十分対応できるのかなと。大量退職者が出て、果たしてこの配置ができるのか心配をしてはる。岡田部長の方は、いや、一応、そのつもりで人員を企画とやっているけれどもということだとまっているから、その辺をちゃんとやっぱり答弁しておいてくれないと、ぐあい悪いかな。これは、町長の方の意見になるかと思えます。

石田町長 今、検討しているんですけども、例えば、その指定管理がすべてよしかというのと、そうでもないかもしれない。例えば、現在、3名の正職を配置して、2名の臨時職員の5名の体制で公民館を運営しています。これ、ピアッツア5もそうですけれども、指定管理になってどうなるのかと。すべてがゼロになるんならば、確かに指定管理がいいんですけども、職員の引き上げだけの人件費だけであれば、余り変わりがない場合もあるやもしれない。

そうすると、例えば、今、検討している中では、これはまたあと教育部とすり合わせますが、例えば、生涯学習課、この課をそのまま5名そっくり公民館に移す。公民館の中で、生涯学習課が業務を果たすということであれば、例えば、5名の正職員がそのまま公民館に動くわけですね。例えば、その中で、確かに仕事は公民館の仕事と今までの生涯学習課の仕事とダブってくるかもしれません。ただその中で、5名がおって、やりくりをしている中では、もしかすればいい結果が出てくるかもしれない。そうなってくると、2名の臨時職員の人件費が浮いてくる。あるいはその浮いてくる部分で、今までの生涯学習課と公民館の活動の部分がその2名のアルバイト賃金で賄っていければ、それで公民館の利用者の方には非常にご不便をかけなくて済む。あとは今まで生涯学習課は本庁の方にいろいろ来ていた団体の方々、その対応のことは今後、今まで生涯学習課についていた団体の方と

の調整はこれからも続けなくてはいけませんので、4月1日に即々移れるかどうかという問題はありますけれども、そういったこともいろいろ視野に入れて、少なくなった人数を今の残った人数でやっていくという形を今考えているということでございますので、少なくとも21年度中に公民館を指定管理にするということとはございません。

以上でございます。

田代委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

鍛冶委員 1点目が81ページのスクールカウンセラー報償費とスクールソーシャルワーカーサポーター報償費、これの充当内訳、どういう先生方にどのような格好で払ってはるのか。その内訳等ですね。

次の83ページ、13番の設計業務委託料1,200万円。これは耐震かなとは思いますが、その辺の2点お願いします。

嶋坂教育部指導課長 ただいまの鍛冶議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目ですけれども、スクールカウンセラーですけれども、スクールカウンセラーは臨床心理士という資格を持った方です。それで、内訳ですけれども、1時間当たり5,200円で6時間、29回分ということです。それと交通費をつけております。

第2点目のスクールソーシャルワーカーサポーター報償費ですが、この方は社会福祉士という資格をもっていると思います。1時間当たり1,500円で6時間、80回ということでございます。

以上です。

唐門教育部学校教育課長 設計業務委託料1,200万円のご質問ですが、これは3小学校の普通教室棟3カ所分と、多奈川小学校の体育館の実施設計、計4カ所の設計委託料でございます。耐震設計です。

田代委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

中原委員 81ページの賃金のところですが、去年は計上されていた臨時職員の賃金が、今回はここから外れているというか、臨時職員賃金という単独で設けられていたんですが、それがなくなっているので、そのあたりのご説明をいただきたいと思います。

それから、同じところの臨時職員賃金として、外国青年招致事業というふうにかかれておりますが、これは、去年はこの外国の前に、小学校というのがついておりましたので、小学校には来年度は行かないというふうに理解していいのか。そのあたりどのような予定なのか。また、その予定が何か変更があるとすれば、それに至った理由等も含めてお示し

いただきたいと思います。

それから、83ページの小学校費の中の委託料ですけれども、機械警備器具撤去委託料について、ご説明をいただきたいと思います。

それから、84ページの、これ、小学校と中学校と両方ありますけれども、要保護・準要保護の児童に対する援助費について書かれておりますが、来年度の対象となる予定の人数をどのように考えておられるか、お聞かせください。

唐門教育部学校教育課長 まず、1点目、事務局費の賃金で、昨年は進路支援の賃金ということで、186万5,000円を計上しておりましたが、今年度大阪府の交付金化で事業の見直しを行いまして、進路支援については、中学校で基本は担当していただくと。その他一般問い合わせについては教育委員会に対応するというような見直しを行いまして、アルバイト賃金をとっておりません。

2点目の外国青年招致事業なんですけど、これについては、昨年まで小学校と中学校に配置しておりましたけれども、岬町への交付税算入が1人分ということで、今回、中学校に張りつけるため、1人分の外国青年の招致事業費として396万円を計上しております。

それと、機械警備器具撤去委託料なんですけど、長期契約がこの平成20年度で切れまので、再度、入札をして業者を決めたいということで、今、セコムと総合警備が入っておりますけれども、どちらかの機械警備になった場合、撤去しないといけないという状況が発生するので、その費用分を見込んでおります。

淡輪小学校がセコム、深日小学校が総合警備、多奈川小学校がセコム、これの長期契約が21年3月で切れますので、21年4月からの機械警備の実施に当たっては入札を行って、1社に絞り込むと。そうすると、必然的に不要な機械警備が発生するので、それを撤去する費用として8万8,000円を計上しております。

次に、要保護・準要保護の分でございますが、一応、対象人数は96人を対象としております。

以上です。

中原委員 要保護・準要保護の対象人数96人というのは、小学校の対象人数でしょうか。中学校についてもお聞きしたいと思います。

さっきお答えいただいた中で、臨時職員の賃金、進路支援の担当というような名目で配置しておったのが、来年度については見直しをしたということでありましたけれども、そのことによって支障を来さないのか。いろいろその人がいなくなったことで、中学校は中

学校で対応して、一般の場合は教育委員会で対応ということでありましたけれども、そのあたり、1人減ったことで支障は来さないのかということについて確認しておきたいと思います。

それから、小学校への英語の授業が来年はなくなると。去年はあったけれども、来年はなくなるといことで、余りころころ変わるのはどうかなというふうに感じるところで、お金が入ってくる、入ってこない、交付税措置ということでありましたので、そういうことはあるでしょうけれども、入ってきたらやる、入ってこないとやらないということでは、その時々の子供たちに、一言で言うと不公平といいますが、そういうことも生じてくると思いますし、そのことについての教育委員会の考え方が問われるわけで、お金は別にして、自分たちとしてはずっとこういう事業はやっていきたいとか、何らかの考え方を持っていないと一貫したことができないと思うんですね。そのあたりについて、お考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。

嶋坂教育部指導課長 中原議員の質問ですけれども、小学校の英語活動が新しい学習指導要領で、平成20年度から移行期間に入ってきます。それに伴いまして、来年度は、今までは総合的な学習の時間に位置づけて行っておりましたが、来年度からは外国語活動という位置づけで、小学校の5年生、6年生、週1時間、35時間の外国語活動を行います。それを見込んで、岬町におきましては、小中学校間生き生きスクールを活用して、岬中学校の英語の先生と、ALTの先生が各担任とともに外国語活動を行ってまいりました。

それで、2年間の学習指導案ができましたので、それに伴ってALTは入らないのではなくて、従来どおり火曜日深日小学校、5年生、6年生、水曜日多奈川小学校の5年生、6年生、木曜日、金曜日、淡輪小学校の外国語活動に入っていただきます。

唐門教育部学校教育課長 要保護・準要保護の中学校費の部分の人数ですけれども、今年度は62人分の予算を計上しております。

それと、事務局費の賃金で、進路支援の賃金を今年度見直したということでご報告いたしましたけれども、一応、大阪府には市町村の窓口としては岬町学校教育課ということで登録しておりますので、支障はないと考えております。

以上です。

中原委員 英語教育のことは詳細にわたって存じ上げておりませんで、認識不足で失礼いたしました。継続して行われるということで、岬町としては英語教育もきちっと手当していきたいというお考えが示されたところかなというふうに感じております。

要保護・準要保護の人数については、今、お示しいただいた62人分というのは中学校の人数のことを指しておられるわけですね。小学校については96人分ということでお聞きしたところであります。要保護・準要保護の町としての基準についてお聞きしたいんですが、一定の基準を町としても持っておられると思いますけれども、その基準をここ数年の間に変えたということはありませんでしょうか。

唐門教育部学校教育課長 要保護、準要保護の基準は国基準で、生活保護基準を準用しております。それを、ごめんなさい、ちょっと年度は今よう思い出さないのであれなんですけれども、以前、19年度までか18年度までなんですが、国基準の1.1倍して、所得を調整しておりました。現在は国基準のみでやっております。

中原委員 今、お示しいただいたことで言いますと、以前は国基準の1.1倍として町独自の基準を設けていたということですから、国基準の上に町独自で手厚くしていたというか、対象者が広くこの制度を活用できるようにということをしておられたと。それを、国基準に18年度か19年度かわかりませんが、引き下げられたわけですね、利用者にとっては、ということがお示しにあったところでもあります。

この要保護・準要保護を受給しているという世帯というか、児童の数ですけれども、以前もどこかで申し上げたと思いますが、非常にふえてきておりますね。全国的な傾向と岬町の傾向もほぼ一致してます、数も率もね。これは、町独自では非常に難しいところではあるんですけど、町で手厚くしようと思ったら、国から入ってくるお金との差がどうしても出てきますので、それぞれの自治体が負担ということになるので、難しいところはあると思いますけれども、この要保護・準要保護の制度については、以前の国基準の1.1倍にせめて戻すとか、そういう措置について、今の経済状態を考えていった場合に、そういう手厚く広げていくと。対象者を広げていくという方向性が必要なんじゃないかなというふうに、今の社会情勢を見ていて感じるようなところなんです、そのあたりについてのお考えを聞かせていただきたいと思います。

唐門教育部学校教育課長 議員おっしゃるのも重々わかるんですけども、近隣市町村も財政難の折、いろいろと負担を下げようという状況もございますが、その中で、岬町はまだ国基準で頑張っているというふうに私は考えております。

以上です。

中原委員 頑張っていると。余り自負されても困るところなんですけれども、頑張っているという気持ちは受けとめたいと思います。ただ、客観的にはまだまだ努力が必要だということは

ご認識いただきたい。今の経済状況がどうなっているか。子供たち、また子供を持つ世帯がどんな経済状態に置かれているかということについては、よく知っていただきたいと、この場ではその程度にとどめておきたいと思います。

質問あと少し続けてもいいですか。

田代委員長 そうですね。時間を、暫時休憩したいんですけども、これ終わってやりたいので、だから、できるだけ質問を受けているんですけども、手短かにひとつよろしく願います。

中原委員 87ページの幼稚園費の中で、幼稚園改修工事というのが上がっておりますけれども、昨年、漏水で改修工事を行うと聞いておったと思いますけれども、来年度においてはどの箇所の改修が必要であるのか、確認をしておきたいと思います。

それから、90ページの淡輪公民館費の中で、図書の購入費がありますけれども、昨年でしたか、この図書の問題と申しますか、図書館の問題について簡単に確認しておきたいと思います。阪南市の図書館を岬町の住民が利用できないのかということを確認させてもらったと思います。いろいろやりとりがあったようでありましたけれども、このことについて、実際に昨年阪南市の方と話をさせていただいたのかどうか。そのあたりについて確認をしておきたいと思います。

それから、青少年センター費ですけれども、いろいろ費用が減らされているところがあるように見受けられておまして、全体として、事業を縮小するというふうな感じの印象を受けるんですけども、そうであるのかどうか、お聞きしたいと思います。

それから最後ですが、91ページの保健体育費、11の需用費の中で、修繕料という項目があります。昨年よりも3万円ほど予算計上としては減額されているんですが、昨年お聞きしたところでは、社会教育施設等からの使用料を徴収するという経過がありましたので、その使用料の徴収を修繕に充てたいというふうにご説明をいただいております。議会での説明もそうでしたし、住民さんに対しての説明でもそのようなことをお聞きしておったところでもあります。来年度はどのような場所の修繕が求められていると考えているのか。その点についてお答えいただきたいと思います。

以上です。

茂野淡輪幼稚園長 幼稚園改修工事といたしましては、遊戯室と職員室の間の廊下の部分が雨漏りしておりますので、その雨漏りの修理でございます。

田中教育長 図書館の関係について、ご答弁申し上げます。

この関係につきましては、辻下議員の方からも質問がございまして、実際に阪南市の方へ町の状況をお話しし、要請にまいりました。その中で、やはり応分の負担をお願いしたいということで、約1,000万ぐらい岬町の方に応分の負担をお願いしたいということでございます。それで、ほかに方法はないのかということもいろいろ交渉してまいった中ですが、やはりその一部負担ということについては、向こうはどうしてもうちもこういう費用が要っているんで、これについては軽減することは非常に困難であるということでもございました。そして、町といたしましても、今の財政状況が非常に厳しい中で、それだけの負担ができるかということで、今の段階に至っているところでございます。

以上です。

一本教育部副理事兼青少年センター・文化センター所長 予算の縮小をされているかということでございますけれども、やっております。まず、報償費におきまして、前年度の予算と比べまして、147万6,000円の減額となっております。そして、使用料、これにつきましても、75万7,000円の減額を行っております。理由としましては、大阪府の維新プログラム、これの中で、今まで大阪府の教育委員会の方から2分の1の補助金が出ていたわけですが、それが21年度から廃止されるという中で、本町におきましても、今までの事業を見直すということになりましたので、今回、これだけの金額が減っております。

以上です。

岡本教育部副理事兼生涯学習課長 保健体育費の中の修繕費27万円の件についてお答えいたします。

昨年度は30万円で、緊急やむを得ないところ等を修理しまして、21年度も同じく社会体育施設の中で、緊急やむを得ない急ぐ場所、電気の関係等、電球が切れているとか、昨年有料になりましたので、たくさんの使用報告書でいただいている部分で対応できる範囲をしていきたい。できるだけ職員において器具の取りかえとかできるものに関しては職員で現在やっておりますが、しかし、職員でできないものに関しまして、27万円の予算で執行していきたいと考えております。

以上でございます。

田代委員長 ほかにございませんか。

辻下(文)副委員長 中原議員の質問に関連してですけれども、図書館のさっきの件ですけれども、今、担当レベルで1,000万円と法外な値段を言われて、これはもう仕方ないかなと一

瞬思っているんですけども、ひとつ何とかトップ商談というのか、折衝というのか、何とかならないものなのか。一遍その辺のところはどんなものでしょうか。

田中教育長 この件につきましては、新しく市長もかわられたことでございますので、1度折衝してみたいと考えています。今の市長は、以前、私と企画関係で一緒に仕事をした仲間でございますので、そこらの状況もよく理解していただけるかなと今ちょっと期待しているところです。その点で話してみたいなと考えております。

辻下(文)副委員長 よろしく願いしておきます。

田代委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、教育費の質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 ご異議なしと認めます。暫時休憩いたします。開会の予定はちょうど2時半にさせていただきます。

(午後 2時20分 休憩)

(午後 2時30分 再開)

田代委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

続いて、公債費に入ります。予算書の94ページをごらんください。

質疑、意見を受けたいと思います。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、公債費の質疑を終わります。

続いて、諸支出金に入ります。予算書の94ページをごらんください。

ただし、海釣り公園管理基金費及び多奈川地区多目的公園管理基金費は他の委員会の所管ですので、除きます。

質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、諸支出金の質疑を終わります。

続いて、予備費に入ります。予算書の95ページをごらんください。

質疑、意見、ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、予備費の質疑を終わります。

以上で、一般会計歳出についての質疑を終了します。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

中原委員 いろいろお聞かせいただいたところでありますが、本予算に関しましては憲法を変えるための手続に必要な予算が計上されているため、賛成することはできないという立場であります。

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第7号「平成21年度岬町一般会計予算の件」のうち、本委員会に付託された案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

田代委員長 挙手多数であります。よって、議案第7号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

続いて、議案第8号「平成21年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 ありがとうございます。それでは、予算書の106ページから115ページをごらんください。

質疑、意見、ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第8号「平成21年度岬町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第8号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第16号「平成21年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」から議案第19号「平成21年度岬町谷川財産区特別会計予算の件」までの4件を一括議題としたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 それでは、議案第16号から議案第19号の4件については、一括議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明は省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 それでは、予算書の250ページから293ページをごらんください。

質疑、意見を受けたいと思います。質疑、ないですか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、4件についての質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

議案第16号「平成21年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第16号「平成21年度岬町淡輪財産区特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第16号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第17号「平成21年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第17号「平成21年度岬町深日財産区特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第17号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第18号「平成21年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第18号「平成21年度岬町多奈川財産区特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第18号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第19号「平成21年度岬町谷川財産区特別会計予算の件」について、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第19号「平成21年度岬町谷川財産区特別会計予算の件」について、原案のとおり

り可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第19号は、本委員会において可決されました。

次に、議案第20号「平成21年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件」について、議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 ありがとうございます。予算書の294ページから303ページをごらんください。

質疑、意見、ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ありませんか。なければ、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第20号「平成21年度岬町住宅用地造成事業特別会計予算の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第20号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第26号「岬町職員の厚生制度に関する条例を制定する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 質疑、意見、ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第26号「岬町職員の厚生制度に関する条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第26号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第27号「岬町職員の修学部分休業に関する条例を制定する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 質疑、意見を受けたいと思います。ございませんか。

中原委員 質問いたします。第3条のところ、細々とその1時間につき幾らか減額するんだということが説明が書かれているんですけども、具体的には、割合とかどの程度になるのか。ちょっとここに書かれていることを計算しようかと思ったんですけども、わかりにくいので、端的にお示しいただけるとありがたいんですが。

保井企画部企画人事課長 例えば、4時半から5時半までというような場合は、1時間ということになりますが、5時から5時半までということであれば30分ということになります。これは、20時間を超えない範囲内で定めておりますので、勤務しない時間の取得単位について定めているものでございます。わかりますか。

給料の減額は、その取得した時間に応じてするものでございますので、30分というもの1時間として計算されて減額されるということになります。

中原委員 聞いていることに答えていただくように要請したいと思います。

田代委員長 今のはよろしいですか。もう一度言ってもらいましょうか。中原委員さんからもう一度質問していただきます。

保井企画部企画人事課長 1時間単位の時間給が幾らであればということですかね。例えば、1時

間当たりの時間給に応じた金額を減額されるということになりますので、例えば1時間当たりの金額が2,000円の方は1時間2,000円減額されるということの、単純な規定でございます。

中原委員 今おっしゃった1時間当たり2,000円の方は2,000円減額されると言いましたけれども、その2,000円というものの計算が、ここに書いてあることを計算したら、ある人は1時間当たり2,000円ということになるということでしょうか、大体の割合とか、そういうものは出ないんですか。

田代委員長 意味がもうひとつ。もう1回質問してあげてくれますか。ちょっとかみ合っていない。

保井企画部企画人事課長 個人によって支給単価が変わりますので、それに依って単価自体変わってきますから、職員一律で幾らという計算ではなく、個人の時間給に応じた形になります。割合といたしますのは、いわゆる正常の勤務時間のことで割り増しは一切ございませんから、単純に1時間修学部分休業を取れば1時間という形での計算で算定させていただくということでございます。

田代委員長 わかりにくいみたいなので、もう少し具体的にどうかということ、担当の方ではわかっていると思うんですが、本人さんがどうも理解がしておられないようですから。

笠間企画部長 先ほどからちょっと質問がかみ合っていないんですけども、割合につきましては、超勤の時間単価というのが職員個人個人違います。それで、今、金額は出せないということです。割合につきましては、例えば休日の勤務だったら100分の125とか、いろんな超勤時間帯がありますので、詳しい話につきましては、また、計算式を出させていただくということをお願いしたいと思います。

田代委員長 では、これについては中原委員さんと直接担当の方で、十分な説明をするということ、で了解していただけますか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第27号「岬町職員の修学部分休業に関する条例を制定する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第27号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第29号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 それでは、配付いたしております参考資料をあわせてごらんください。

質疑、意見を受けたいと思います。

出口委員 岬町の機構図の案が書面でいただいております。この中で、今見させていただきますと、今回変わったのは、町長から直轄の部分で活力創造課ができ、新しいまち係ができるということですか、その辺はどうですか。

笠間企画部長 今、出口議員のご質問のとおりでございます。

出口議員 私は、前回にも岬町の機構改革の件で、中出行政の時には、だいたい5部1局制だったと思いますが、中出行政から石田行政にかわって、7部20課15係になったように思うんですけども、そういう中で、職員の希望退職の件で、数人の委員から質問出ていたけれども、今現在170名弱の職員となって、13名が退職されるという中で、末端まで職員の指示命令系統が本当に明確にいくものかどうかということが、私は無理な状況であるのではないかと思うのですが、役場の本庁舎内を見ても、今日のはがきの内容にもあったようなことが、人数が足りないという中では、そういう問題がまたこれから出てくるというふうに私は危惧しています。そういう中で、どうして今回、より一層機構の組織を細分化して、活力創造課、新しいまち係が必要なのかということをお聞きします。

笠間企画部長 ただいまのご質問でございますけれども、前の表を添付すればよかったのですが、今事業部の中に第二阪和プロジェクト等推進課というのがございました。ただ、今現在、第二阪和国道の方も議員さんのおかげももちましてかなり進んでおります。それによりまして、今回、もちろん第二阪和国道延伸も入れましてですが、岬町にとりまして、第4次総合計画の策定がどうしても必要な状況であるということと、企業誘致等、これも議員さんからもご指摘いただいておりますようにそれらの問題、そして、町にとりまして大切な

仕事がありますので、それを推進するために、今回、部を外しまして、部に属さない課ということで、活力創造課を設けたものでございます。課の数につきましてははふえた状況ではないとのことですが、その課へ集中しまして、町長と直接話がしやすい、まあ特に企業誘致の問題等々がございますので、今回、このような体制になるという予定でございますので、よろしくをお願いします。

以上です。

出口委員 今の部長の説明では、なぜ直轄の活力創造課ができたのかということは、まだ理解に苦しむのですけれど、今まで第二阪和や企業誘致の業務については、松永部長、西課長が逐一町長と話し合いをもって進行してきたわけで、なぜ人数が減るこの時期にこういう課をつくったのか。そしてまた、今部長から大切な仕事があるということ、ちょっとわからない部分があるんですけど、その内容はということですか。

笠間企画部長 今、ちょっと説明がまずかったと思うんですけども、重要施策ということで、企業誘致等、またそれに関する問題も今回のこの活力創造課の方で対応していくという所存でございます。

出口議員 ということは、今回、活力創造課について、これから事務の構成をされると思うんですけども、引き続いて西課長がこの担当をなさるとということですか。

笠間企画部長 個人名はまだ発表はできませんけれども、言い忘れてましたのは、総合計画のことも先ほどお話をさせていただきました。総合計画は23年度を目指しまして、21年度、22年度中、あと2年間で第4次総合計画を策定すると同時に、緑マスタープラン、それから都市マスタープラン、それらの仕事もここへ入ってくるという予定ですので、町の将来像をつくっていくための課でございますから、先ほども出口委員の方からご質問ございましたけれども、個人名、役職、まただれが担当するかということにつきましては、4月1日ということで、内示は今月の末にさせていただくということでもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

出口委員 理解できました。ただ、そういう中で、人員がどんどん減っていく中で、我々議員としても住民代表として、本当にこの住民サービスがこれから先、充実できるのかどうか。その辺はどういうふうに考えておられますか。

石田町長 確かに来年度161名の人員でやっていくという形で、私が就任したときからもう42名の減という形で、すごい減の中で仕事をさせていただいているということでございます。

ただ、今回、この活力創造課をつくることによって、町の重要施策というところをこの課で一手に引き受けることによりまして、逆に各原課の方は日ごろのルーチン業務の方をきっちりやっていたという気がしております。したがって、住民の皆様のサービスに関しては低下のないように務められるものと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

以上でございます。

出口議員 町長の説明もよく理解はできるんですけども、今の段階では、町長の話の中では活力創造課がないにかかわらず、人員減のその部分の回答にはなっていないかなと思うんですけど。

石田町長 例えば、確かに人数は減っていますけれども、その原課、原課で日ごろルーチン業務がある部分に、新しく今回、例えば、今笠間部長の方から申したようないろんな計画を練ると。この作業が新たに来ると、そこに人が行ってしまふ。そこを取ってしまうと、原課の方は今までの業務だけで済みますので、したがって、住民サービスの低下が来ないと。とにかくそれぞれの課、それぞれの課で今言った総合計画とか、あるいは都市マスタープラン、緑のマスタープラン、福祉計画の方は何とか先ほど終わりましたけれども、各課のもとでいろんな計画をつくる。これに非常に職員の方は時間も体力も使っていくというのが現状でございますので、その辺をそれぞれに任せることは、逆に予算もそれぞれの課につきまますので、非常に大きくなると。だから、その予算の削減もあるし、人員の削減に向けての時間的余裕、ゆとりを各課に持たせるために、この活力創造課で一手にその辺を引き受けるという構想でございますので、ご理解賜りたいと思っています。

出口委員 余りしつこく言ってもいかなので、これはこれでよろしいかと。実は、その中で、あと、そしたら今の町長の説明ね、あとの7部20課制で、職員に対する指示命令系統はスムーズに実施されるというふうに考えておられると思うんです。そういう中で、今年度の新規採用は先ほど保井課長から話がありましたように、22年度に新規採用されるというふうに確認はしておるんですけども、その間、21年度不足分の人材はどのような形で補足されるのか。補充されるのか。その辺を先にちょっとお伺いいたします。

石田町長 先ほど人事の方からも答弁あったと思うんですけども、任期つき短期の職員、今、例えば税務課の方に1名配属してありますけれども、こういった方々は、大阪府のOBさんという形でございますので、その辺のプロの方が安い賃金で来ていただいているということでは、非常に戦力にもなっていると。こういった形で、あと保険年金課とかにも配属できた

らなという形で現在当たっておるという状況でございます。

あとは臨時職員の対応でございますけれども、これにつきましてもきっちりした形での試験等々をしていく。特に今、定額給付の件で臨時職員の採用試験も先般したんですけれども、これは、幸か不幸かと言いますか、現在の雇用問題のところ、我が町の臨時職員の募集にも非常にすばらしい方が今応募されて、そのうちから採用させていただいているということでございますので、この21年度、それに頼ったらいかんのですけれども、その部分では、人事配置で、臨時職員の部分での対応を正職員の少ないところにはやっていこうという考えで現在進んでおります。

以上でございます。

出口議員 私、一番危惧するのは、なるほど町長のおっしゃるように臨職で、元OBの方々が立派に仕事をこなしてもらっていると思います。そういう中で、ただし、臨職は臨職であって、やはり正職員の責任部分の、そのやっぱり意識の持ち方、そういうものが実際に臨職でどこまで対応できるのかが、そしてまたやはり正職であった場合には、やはり正職という意識の中で仕事をされるということで、実際に私としては岬町の行政の将来を考えたら、21年にも新規採用、ましてもう42名近くの経験が25年以上の方々がおやめになっているんだから、約年間で3億5,000万から4億の削減ができています。

そういう中で、若い20歳過ぎの採用であれば、何人かの採用も可能ではないかと。これも、多分、ほかの市町村でも退職債を府庁の方から借り入れて、21年度は新規採用できないというふうには聞いてはおりますけれども、ある一部、摂津ともう1ヶ所とかその辺では年齢制限も上限まで上げて、すばらしい人材をまた雇うというふうなことも公言されてます。そういうこともやっぱり岬町も考えていただいてやっていかないと、今現在、すばらしい人材ばかりですけれども、年齢格差ができたときに、ぽかっとその空間があいてしまうと、行政が回っていかない。それ以上に、やはり我々議員から言わせたら、住民の方々のサービスが低下するんじゃないかと。それを我々一番危惧します。と同時に、町長も危惧している、やはり正規の職員1人が幾らスーパーマンであっても、やる仕事の能力が3人分はできません。その辺も含めて、もう少し考えていただきたい部分もあるのではないかとというふうに私は思います。

石田町長 議員おっしゃるとおりでございます。ただ、その中で、まず退手債の問題があって、退手債をとるために、今回、新規採用ができなかったと。前回、17年の退職のときには、22名の退職者が出た部分はすべて基金を崩して退職金を払ったという形で6名の採用が

できたんですけれども、今回、その基金もないということで、退手債に頼るということでございますので、なかなか21年度の採用はできない。又、人件費の部分でございますが、今回15名の減で約1億円の人件費の削減はできているんですけれども、これは、税収も落ちてきているということで、これだけ人件費を削減しても、また税収が落ちることで相殺されてしまったという現状で非常に厳しい。

ただ、人のバランスということに関しては、これはもちろん考えておまして、今、例えば、1学年の中で、多くの人数がいる年がありますので、この体制が非常に問題だと思っております。だから、この年代がもし退職されるときには、大きな退職金が出てくるとい部分では、26年生まれの方、29年生まれの方、この辺がまだかなりの大きなところを占めてますので、この辺の山をどう越すか。ただあとは各学年ごとに3名から4名の人員が上手に配置できれば、岬町として継続性もできますし、その都度、その都度の退職者に対しても対応ができるという形では、採用につけてはその年齢を考慮しながら採用していきたいという計画で、今進んでおります。

ですから、6名の新規採用を私の任期になってやりましたけれども、これも同時に採用してはありますが、生年月日は違ってまいりますので、6名が固まってないというような採用をしております。したがって、各学年に3名から4名の形を目指していく。そしてまた、22年度の採用を計画しているんですけれども、今、お願いしているのは、前倒しができないかという形でのお願い。これは非常に難しいと言われているんですけれども、同時に採用試験をすると、やはり岬町の場合、不利な形になるのかなと思っております。やはり行くなれば、交通の便のいいところとか、大きな町とかいう形になるかと思っておりますので、したがって、その採用試験の日にちもほかの自治体と変えられるような形で、22年度の採用だけでも、少しでも早く前倒して21年度中に採用できないかなとかいう部分は、今、府の方にもお話ししているんですけれども、現在の協議の内容では難しいという形では言われているんですけれども、これは粘り強くそういった形でこれからも協議を進めていきたいなと思っております。

以上でございます。

出口議員 最後に要望なんですけれども、やはり皆さんこの庁舎で同じかまの飯を食いながら、協力しながら行政、そしてまた住民サービスのためにも頑張ってもらっておりますので、町長と職員一丸となって、職員が皆さん前向きで、仕事のできる環境づくりをしていってあげていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

田代委員長 ほかにございませんか。

中原委員 新旧の対照表を見せていただいております。企画部の中に定住交流政策に関するものと協働政策に関するものということが所管されておりますけれども、それぞれについて、どういった取り組みを進める予定であるのか、お答えをいただきたいと思っております。

それから、同じく企画部に文化センターと青少年センターの所管も移るということで、これは、この後に文化センター、青少年センターそれぞれの単独の条例が出ておりますので、そこで、お聞きした方がいいことかもわからないんですけども、なぜ、教育の所管から企画部の所管に移るのかといったあたりのお考えについてお聞きしたいと思っております。

保井企画部企画人事課長 定住交流施策についてでございますが、現在、岬町は出生が約100名といたしますと、約230名から40名の方が亡くなっている状況でございます。自然減という中では確実に人口が減少していく傾向がございます。また、社会増減という面では、転入転出、淡輪地区につきましては、転入がふえている状況ではございますが、他の地域ではやはり転出が多いというような状況でもございます。そういう意味合いにおきまして、定住人口の確保も必要でございますし、また新たに交流人口ということで、岬町のような風光明媚なところにどんどん来ていただきまして、活性化を図るといふようなことも必要な時期に来ていると考えております。定住交流施策の制度設計を図るために、企画部として定住交流施策を進めていくということでございます。

協働政策でございますが、現在、岬ゆめ・みらいサポート事業などで、いわゆる任意団体を含めた形でのサポート事業を進めていますが、それ以上に、NPO法人の認証も申請していただくことによって、さらに任意団体の活動がしやすいような環境に取り組んでいくということの一環としての協働政策に取り組んでいくものでございます。

また、青少年センターにつきましては、これまで小学生を対象にした体験学習を中心に事業を行ってまいりましたが、大阪府の維新プログラムという状況もございまして、青少年活動補助金が廃止となっております状況で、やはり新しい状況というものに対応していかなくてはならないので、企画部におきまして、今後のあり方というものを再構築していくものでございます。

文化センターにつきましては、みさきウィッシュ講座などを人権推進の事業といたしまして、文化センターで活動拠点として開催しておりますので、人権啓発の促進及び町民との交流促進を進めるため、文化センターとの連携を図ることで、より効率的に人権推進事

業の実施が図るという形で進めてまいるものでございます。

中原委員 先に聞いた定住交流政策と協働政策についての内容は了解をいたしました。あとの文化センターと青少年センターが企画部に移ると、教育委員会から移ってくることに對するお答えをいただけないように思うので、その点についてお聞きしたいと思います。

田代委員長 中原委員、次で文化センターの条例の改正のあれが出てくるんですね。そちらで今の文化センターの件は質問された方がいかなと思うんですけども、この案件では、一応、今言った定住と協働、その問題で一応とどめてもらって、次の条例で質問してもらったらどうか。それ、よろしい。それでよかったです。今の質問に対してはもうよろしいですか。答弁についてはよろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第29号「岬町事務分掌条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

田代委員長 挙手多数であります。よって、議案第29号は、本委員会において可決されました。

次に、議案第30号「岬町文化センター条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 ありがとうございます。それでは、質疑、意見、受けたいと思います。ありませんか。

中原委員 先ほどお聞きしておりましたが、この文化センターについては、今現在は所管が教育委員会であるということですが、その所管を変える理由についてお聞きしたいと思います。

笠間企画部長 先ほどもちょっと触れておりましたけれども、文化センターではいろんな講座とか、

基本的人権を守るための事業が展開しております。先ほどはウィッシュ講座ということも言っておりますけれども、この事業には運営補助金もついております。それを有効活用すると、教育委員会の管轄でしたのは、平成14年度からことし平成20年度まででございます。元来、この施設につきましては、町長部局の施設でございました。平成14年度にも、教育委員会に何でいくのかという議論もあったかと思うんですけれども、人権推進課を中心としまして、特に先ほどから言っていますウィッシュ講座、また、後から出てきます青少年センターのいろんな事業、ことしは縮小はしていますが、その事業を一つにまとめることによって効率的に対応できると思います。先ほどから職員の人数のことが何度も議論になっております。その点も含めて、一つの場所で、同じ場所で3つのセクションである人権推進課、文化センター、青少年センターをいろんなことで活用できるということで、今回、町長部局の方へ移管するものでございますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

中原委員 私、この文化センターができたいきさつについて、実はよく存じ上げておりませんで、今お聞きしたところでは、当時は町長部局に所管されていたということで、その後、教育に移って、また戻ってくるというようなことなのかなと思うんですけれども、そのあたりについて、そういう所管を変えるということについては、何らかの背景とか考え方があるわけで、そのあたりの変遷についてお聞かせいただきたいと思ひます。

田代委員長 もう少し具体的に説明したらどうですか。

笠間企画部長 今ご質問の文化センターにつきましては、昭和45年にできた施設です。そのときは隣保館で運営するというので、文化センターという名称は当時から変わっておりません。それで、地域におきまして、使いやすい、安い値段で使える、そういう施設であるということで、講座とか、その当時はウィッシュ講座はございませんけれども、講座とか、また集会的にも使っていたりということで、文化センターを活用してまいりました。しかし、現在は、近隣の交流というのですか、町内のすべての皆さんが交流できる場として活用されている。それらを含めまして、青少年センター、それから人権推進課と一緒に事業をする方が効率的であるとの理由で、今回、文化センターを町長部局の方に戻していただく予定でございます。

先ほども言いましたように、平成14年度に教育委員会の方へ移管させていただいております。それを今回、21年度から町長部局の方へまたもう一度移管し直していただくこと

いう経過でございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

中原委員 ちょっといろいろこれまでのこともあると思いますので、ちょっとよく聞いてから判断したいと思いますが、また個別でいろいろとお聞かせいただきたいと思います。

田代委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第30号「岬町文化センター条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

田代委員長 挙手多数であります。よって、議案第30号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第31号「岬町立集会所条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

中口総務部長 議案第31号「岬町立集会所条例の一部を改正する件」につきまして、さきの3月5日に本会議で提案し、説明した内容について、先般、辻下議員より指摘、指導があり、一部に誤りがあることが判明いたしました。当委員会の委員会資料のまず差しかえをお願いいたします。

委員会資料の19ページから20ページの朝日地区の集会所の名称でございますが、まず19ページの表の中の中段から下、朝日集会所となっている名称は、正しくは朝日会館が正式名称でございますので、修正をお願いいたします。

なお、20ページの新旧対照表の一番左側の下の段、これにつきましても朝日集会所となっている部分につきまして、朝日会館が正しい正式名称でございます。

このようなことになり、皆様方にご迷惑をおかけしたことを心よりおわび申し上げます。

今後、このようなことのないように十分いたしたいというように考えていますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

田代委員長 お諮りいたします。ただいま理事者の方から議案の修正が出ております。これについて、暫時休憩をしたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 調整のために暫時休憩いたします。

(午後 3時20分 休憩)

(午後 3時42分 再開)

田代委員長 休憩前に引き続きまして会議を再開いたします。

委員の皆さんにお諮りいたします。先ほど総務部長の方から、議案第31号「岬町立集会所条例の一部を改正する件」について、一部議案の修正が出ております。この修正については、過日、3月11日夕刻に議長の方に文書で、今皆さん方お手元にお配りさせてもらったとおり文書で事件の訂正請求書が出ております。それから裏面の方には、先ほど部長の説明でありましたように、訂正前は朝日自治区集会所を、訂正後は朝日会館に訂正するという内容のものであります。

現在審議中ではありますが、本来は本会議で修正を議長の方から皆さんに諮ってもらって議決を得るのが本来の方法でありますけれども、審議の過程にありますので、当委員会としては、皆さん方にまず議案の修正した部分をお手元にお渡ししておりますので、これに沿って審議をやりたいとこのように私は思っておりますが、委員の皆さんについてご意見があれば承りたいんですが、なければ、このまま修正を受けて審議に入りたいというふうに思いますが、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま理事者の方からの修正を受けて、その内容は、朝日自治区集会所を朝日会館ということの議案書に基づいて審議を行います。これについて、質疑、意見、ございませんか。

川端委員 今回、こういうふうにして旧から新しいのたくさん集会所が、岬町立集会所条例の中に入ってきているわけなんですけれども、例えば、深日会館の場合でしたら、今まで入って

ないわけなんですよ、ここにね。今まではどういう位置づけであったのか。また、どうして今回、こういう形になるのか。また、こういう形になったことによって、何か内容が変わってくるのか、お尋ねしたいと思います。

南総務部副理事兼総務法制課長 今回、集会所条例の一部を改正し、既存の集会所を追加したことにつきましては、過去の集会所条例は、新しい17区の集会所とか、今回、朝日会館ですね、その集会所が建設されたときから集会所条例というのを設けたという状況の中で、古いところがすべて抜けていたという状況で、今回、集会所には運営補助金というのを支払っております。その関係上、集会所の中に補助金を払っているところについては網羅して、今後もその集会所の適切な運営に努めていただくということをお願いするものでございます。

以上です。

川端委員 そしたら、今までのいう補助金的には変わらないんですよ。補助金は全然変わらずで。それとあと、今までだったら、深日会館の場合は、この集会所条例の中には載ってないけれども、どこに載っていたんですか。

中口総務部長 川端議員の質問にお答えします。

どこに載っていたかということもあるんですけども、御存じだと思いますけれども、例えば19年度決算書という、それぞれの年度に決算書を発行するわけですが、決算書にはすべての公共施設、つまり集会所の今回網羅している32カ所の集会所すべてを決算書には報告しております。その決算書の報告と、今回の条例、今までの過去の条例からの集会所としての位置づけを明確化すべきだということもございまして、その辺をすべて集会所の位置づけにしたということでご理解願えますか。

先ほど当委員会には辻下議員が2名おられますので、先ほどの辻下議員というのは辻下正純議員のことでございます。ちょっと補足させていただきます。

以上です。

辻下(正)委員 南課長、あのね、さっきも話したんですけども、西集会所、それから中公民館、私らは公民館しか頭はないんですけど、これも集会所になっているわね。その点のどういふことでこうなっているのか。その説明だけお願いします。

南総務部副理事兼総務法制課長 中公民館、それと通称西につきましては、古港会館というような呼ばれ方をしているんですけども、今回、集会所条例の一部を整備する中で、集会所の名称として、公民館という言い方が社会教育法上との絡みで適切でないとの判断により、

公民館以外の名称にしております。一般的に、公民館としての定義につきましては、社会教育法の第5章の第20条において、公民館が定められておりまして、この中で目的として、市町村はその他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として、公民館が定められているということになっておりまして、今回、東公民館、これについては東会館、中公民館、それについて中集会所、それと古港につきましては、古港会館というのは通称名で言われておりまして、今後、西集会所という形で、基本的には集会所という言い方に改めたということでございます。

以上でございます。

田代委員長 ほかにございませんか。

谷本委員 単純な質問だと思うけど、公民館と集会所というのはどう違うのか。名前が違うだけか。

南総務部副理事兼総務法制課長 公民館と集会所の違いにつきまして、公民館は社会教育法という法律が国においてありますので、その中に位置づけられた施設であるということで、岬町において、集会所、以前淡輪でも第2公民館とかいう言われ方で行ってきたと、それが今現在さくら会館という名前になっておりまして、一般的に岬町の中の集会所という意味の中では、住民の方がコミュニティにいろいろその場で住民活動を行う上での施設ということで、公民館につきましては、教育、また学術とか、文化、その辺のそこで傳承していくというような施設であるということでございます。

以上です。

谷本委員 先ほど一遍に聞いといたらよかったですけど、そしたら、集会所と会館というのは、両方名前あるわね。これはどう違うのか。

南総務部副理事兼総務法制課長 集会所、または会館というのは、その地区、地区で、住んでおられる住民の方々が呼びやすい名前、それが朝日につきましては、住民の皆さんの投票で会館という形にしたりとか、皆さんが集うということで集会所にしたりとか、それについては定めがございませんので、その地区で住民の方の総意の中で、名前をつけていただくというような形になっていくかと思えます。ただ、岬町において、これから集会所の条例を整備していく中で、一応、集会所については、今後も地区の後に集会所というのをつけるなり、また、斬新な名前の集会所という形もあろうかと思えます。

以上でございます。

田代委員長 ほかにございませんか。

中原委員 先ほど川端委員からも質問がされておりましたが、これまでとどう変わるのかという点について確認だけしておきたいと思います。

補助金も変わらずに支給されるといいますか、手当されるということは語られておりましたが、実際の利用の仕方等についても、これまでと全く変わりがないと。書類上のきちっとした位置づけをし直したというか、そういうふうにとらえていいんでしょうか。

南総務部副理事兼総務法制課長 これを整備することによってどのように変わるかという点につきましては、本来なら、ここの中にその集会所が入っておらなければならないという状況がありました。それが欠落しているということを踏まえまして、今回、その部分を補完したものでございます。

それと、利用につきましては、現在、使われている状況とは変わりません。

以上です。

田代委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第31号「岬町立集会所条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第31号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第32号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 それでは、質疑、意見、ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第32号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第32号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第33号「教育長の給与等に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 質疑、意見、ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第33号「教育長の給与等に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第33号は、本委員会にて可決されました。

続いて、議案第34号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 質疑、意見はございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第34号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第34号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第39号「岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 それでは、質疑、意見、ございませんか。

中原委員 ちょっと確認をしておきたいんですけども、消防団員の定数の変更ということで、本会議の場の説明でしたでしょうか、今の現状の数にあわせてというか、変えるというような説明があったような記憶があるんですけども、もっと前の、以前に危機管理課の方から、非常備消防については強化していくというような方向性が示されていたように思うんですけども、そのあたりとの整合性といいますか、そのあたりをお聞きしたいと思う

んですけども、お答え願います。

亀崎総務部危機管理課長 消防団員数については、常備消防ができたのが平成13年、そのときは既に消防団員が160名おりました。その後、常備消防ができたことによって、消防団の組織のスリム化、効率化を図るために、我々集中改革プランに取り組みまして、阪南消防団と合わせるために110名足らずの人員で活動するという目標を立てております。そういった中で、最近、高齢化、少子化ということで、団員のなり手も少なくなりました。そういった傾向にあります。現在、114名、我々の目標数値に近い数字になっておりまして、それに合わせるために今回条例改正し、近い数字で改正させていただいたものでございます。

以上でございます。

中原委員 今減少傾向にあるということをおっしゃられましたけれども、非常備消防の担い手は大変御苦労をいただいているところかなと思いますし、担い手については、担い手自体を引き受けてくださる方を見つけるのも難しいところもあるんじゃないかなというふうに思うんですけども、その減少傾向の中で、今果たしている役割を十分果たしていけると、そのようにお考えかどうか、確認しておきたいと思います。

亀崎総務部危機管理課長 ご質問にお答えしたいと思います。

少数精鋭ながら、内容については十分機能しておりまして、我々の町を消防団で守っていただけると私は認識しております。

以上です。

田代委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第39号「岬町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

田代委員長 満場一致であります。よって、議案第 39 号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第 40 号「岬町青少年センター条例の一部を改正する件」を議題といたします。

本件については、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

田代委員長 それでは、質疑、意見、ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 なければ、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。まず、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 次に、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

田代委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第 40 号「岬町青少年センター条例の一部を改正する件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

田代委員長 挙手多数であります。よって、議案第 40 号は、本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案 19 件については、すべて議了いたしました。

本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

これで、総務文教委員会を閉会いたします。

どうもご審議ありがとうございました。

(午後 4 時 03 分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成21年3月12日

岬町議会

委 員 長 田 代 堯